

【全項目評価書版】									
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容(評価書に記載すべき内容)	備考(補足確認内容)	確認結果(評価書に記載されている選択肢)	評価結果(評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由	
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策									
-	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
-	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク								
1	対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	対象者以外の特定個人情報の入手を防止するための措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①誤って他市区町村に課税権を有する者の課税資料が提出された場合は、速やかに当該市区町村に回送する記載をした処理を統一したマニュアルを定めることとしている。 ②個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定めることとしている。			十分である	・税務事務で使用される個人情報を取り扱うルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。  以上のことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。	
			システム ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。						
2	必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	特定個人情報のうち、必要な情報以外を入手することを防止するための措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①必要な情報以外を誤って記載することがないように、記入例等の案内書類を整備している。 ②他市区町村等から情報を入手する際は、必要以外の情報を入手しないよう、処理内容を整備したマニュアルを定めている。 ③個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定めている。 ④申告書・届書等の様式について、届出者・申請者が記載する箇所を事務処理に必要な項目に限定するよう、様式を定めている。			十分である	・税務事務で使用される個人情報を取り扱うルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。  以上のことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。	
			システム ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報のうち、必要な情報以外の収集の抑止を図っている。						
3	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-			
-	リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク								
4	リスクに対する措置の内容	不適切な方法で特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①大田区に住所を有する者の情報については、住民基本台帳事務で示されている通り、各届出受領の際に必ず本人あるいは代理人の本人確認(身分証明書の提示・委任状の提出)が実施されており、不適切な方法での入手は行われていない。また、税証明の交付申請などの際も同様の身分確認を行っている。 ②窓口で対応する場合は、本人等に対して口頭で使用目的を説明している。 ③窓口における入手の際、所定の様式以外で入手を行えないルールを定めている。 ④セキュリティ研修または新人・異動者向けの研修において、窓口・郵送等の届出の受け取り、または区民情報系基盤システム以外の方法を用いて特定個人情報を入手してはならないと定めている。 ⑤課税資料から税務システムへの入力の際には、複数人でチェックを行っている。 ⑥国税庁で確認された確定申告書データを国税連携システム(利用にあたってはユーザIDとパスワードによる認証を設けている)を介して受領している。			十分である	・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。  以上のことから、不適切な方法で入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。	
			システム ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ②予め許可された業務・システムに限定した入手方法とすることで、対象外の業務・システムからの入手が行われないようにしている。						

【全項目評価書版】										
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム		
項番	評価基準		措置				評価			
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由		
-	リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク									
5	入手の際の本人確認の措置の内容	特定個人情報を入手する際の本人確認措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①申請受付の際は、窓口で個人番号カードまたは顔写真入りの身分証明書(免許証、パスポート等)、官公庁発行の資格者証等及び個人番号確認書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。 ②代理申請の場合は、上記にあわせて、委任状や大田区の情報システムなどを用いて記載内容の真正性の確認を行う。		十分である	・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。  以上のことから、入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの対策は「十分である」と評価する。		
6	個人番号の真正性確認の措置の内容	入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①提出された申告資料に記載された個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口で個人番号カードまたは顔写真入り身分証明書(免許証、パスポート等)、官公庁発行の資格者証等及び個人番号確認書類の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。 ②上記による確認がとれない場合、該当者が当該市町村に住所をもつ者であれば、税務システムによる宛名管理システムと照合し、個人番号の確認を行う。必要に応じて、顔写真入り身分証明書類(免許証、パスポート等)、官公庁発行の資格証に係る書の提示を求め、本人確認を徹底する。 ③当該市町村に住所を持たない者の場合は、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を検索し、個人番号の確認を行う。必要に応じて、他の身分証明書に係る書類の提示を求め、本人確認を徹底する。					
				システム	①住民記録システムから連携される個人番号は、担当部署にて真正性が確認された番号のみが税務システムへデータ連携される。					
7	特定個人情報の正確性確保の措置の内容	特定個人情報の正確性確保の措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①受付時に、届出書に誤りが無いか、申請者に確認する。 ②税務システムにおいて賦課決定又は更正を行った場合、必ず複数人で入力・訂正・削除の内容を確認している。 ③課税資料等が不正に改ざんされないよう、施錠できる保管庫に格納している。					
				システム	①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報の正確性確保ができない作業の抑止を図っている。					
8	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-						

【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル	システム名称	税務システム		
項番	評価基準		措置			評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容(評価書に記載すべき内容)	備考(補足確認内容)	確認結果(評価書に記載されている選択肢)	評価結果(評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由
-	リスク4: 四手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク							
9	リスクに対する措置の内容	入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①窓口で本人または代理人が来庁する場合は、予め決められた窓口で職員が対面して申告書などを直接收受する。 ②業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体(外部記録媒体含む)及び入出力帳票並びに文書等は放置せず、閉庁時には施錠できる場所で保管している。 ③事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断する。 ④郵送で本人または代理人が申請する場合は、区のホームページ・区報・ガイドブックなどで事前に提出先を広く周知し、送付先の誤りなどによる情報漏洩・紛失などを防止する。 ⑤窓口にて記載された届出書/申請書等は、入力・訂正・削除を行った際に作成される帳票とともに所定の書庫に大田区の規定に従って施錠・保管する。 ⑥地方税の事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏えい等をした場合においては、厳罰とされている。			十分である	・業務で使用する個人情報保管・廃棄のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。  以上のことから、入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの対策は「十分である」と評価する。
			システム	①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。				
-	特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク							
10	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-				
-	3. 特定個人情報の使用							
-	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク							
11	宛名システム等における措置の内容	宛名システム等における、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定めている。 ②システム改修・データ連携を開始する前に、連携するデータ項目を情報セキュリティ部会の承認を得て、個人情報保護審議会に報告するルールを定めている。なお、報告するデータ項目は事務に必要な項目のみである。 ③毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。			十分である	・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。  以上のことから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
			システム	①事務に必要な情報項目(個人情報保護審議会又は情報セキュリティ部会より承認等を得た項目)のみでデータレイアウトを構成し、区民情報系基盤システムデータのうち、税務システムではデータレイアウトで定められたもののみ受信可能な設計としている。				
12	事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	事務で使用するその他のシステムにおける、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定めている。 ②システム改修・データ連携を開始する前に、連携するデータ項目を情報セキュリティ部会の承認を得て、個人情報保護審議会に報告するルールを定めている。なお、報告するデータ項目は事務に必要な項目のみである。 ③業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを定めている。 ④毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。			十分である	以上のことから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
			システム	①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。				
13	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-				

【全項目評価書版】									
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル	システム名称	税務システム			
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由	
-	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク								
14	ユーザ認証の管理	ユーザ認証の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外 ① <顔認証> ・システムの利用には顔認証のための生体情報の登録を事前に行っている。 ・離席時や業務上必要のないときは、パソコンの画面ロックまたはログオフをしなければならないルールを定め、無操作で一定時間経過後は自動で画面ロックする仕組みとなっている。 <ID> ・自己が利用しているIDは、他人に利用させてはならない、また他人のIDを利用してはならないルールを定めている。 <パスワード> ・パスワードは強度の高いものとし、定期的に変更するルールを定めている。 ・職員等間でパスワードを共有してはならないルールを定めている。		行っている			
				システム ① 限られた端末でのみ利用可能とし、生体情報(顔情報)及びパスワードによる認証を行い、利用できる職員・委託従事者を限定している。					
15	アクセス権限の発効・失効の管理	アクセス権限の発効・失効の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外 ① 職員の退職・異動に伴うアクセス権限管理については、人事課から提供される情報を基に、情報政策課が管理する認証基盤に設定する。 ② 認証基盤に設定した情報を基に情報政策課にて税務システムにアクセス権限の設定を反映する。課税課は設定されたアクセス権限が適切であるか権限一覧等を用いて確認する。		行っている			
				システム ① 管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみ利用設定を行い、利用できる操作者を限定している。			十分である		
16	アクセス権限の管理	アクセス権限の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外 ① 課税課は設定されたアクセス権限が適切であるか権限一覧等を用いて人事異動のタイミング等で確認する。 ② アクセス権限の管理について、次のルールを定めている。 ・人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除しなければならない。 ・利用されていないIDが放置されないよう、定期的に点検しなければならない。		行っている			
				システム ① 管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみを利用設定を行い、利用できる操作者を限定している。 ② 個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。					
17	特定個人情報の使用の記録	特定個人情報の使用の記録を実施すること	【具体的な方法】	システム以外 ① 課税資料等には通し番号を印字し保管することで、特定個人情報の使用の記録としている。施錠可能な保管庫にて法定年数である7年間保管する。					
				システム ① 個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理している。		記録を残している			
18	その他措置の内容	-	【措置の内容】	-					

・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。  
・システムにより、アクセス管理を行い、情報の漏えいを防いでいる。  
以上のことから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と評価する。

【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル	システム名称	税務システム		
項番	評価基準		措置			評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容(評価書に記載すべき内容)	備考(補足確認内容)	確認結果(評価書に記載されている選択肢)	評価結果(評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由
-	<b>リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク</b>							
19	リスクに対する措置の内容	従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 (全般)システム利用職員への研修において、下記のシステム対策や他自治体での事例等を紹介し、事務外利用の禁止等について周知・徹底する。 ①法令等において事務の目的以外で利用してはならないことを定めている。 ②情報セキュリティルールにおいて、事務外での利用禁止を次のように定めている。 ・対象情報システムは、課税業務以外の目的には使用しない。 ・対象情報システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的の複製を禁止する。 ・職員以外の委託先には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯事項」を契約書に添付し遵守させる。 ・アルバイトや派遣職員を雇用する際は、業務上知りえた情報の業務外利用の禁止事項を説明し、禁止事項に関する条項を含めた誓約書(臨時職員にあたっての確認書)を署名・捺印してもらっている。 システム ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。			十分である	・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、アクセス管理を行い、情報の漏えいを防いでいる。  以上のことから、従業者が事務外で使用するリスクへの対策は「十分である」と評価する。
-	<b>リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</b>							
20	リスクに対する措置の内容	特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定めている。 ②外部記憶媒体にデータをコピーする場合、「情報資産移動申請書兼記録簿」を作成の上、外部記憶媒体管理者の許可を得るルール及び手順を定めている。 システム ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。			十分である	・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、アクセス管理を行い、情報の漏えいを防いでいる。  以上のことから、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
-	<b>特定個人情報の使用におけるその他のリスク</b>							
21	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	システム				
-	<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>							
-	<b>委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク委託契約終了後の不正な使用等のリスク再委託に関するリスク</b>							
22	情報保護管理体制の確認	委託先における情報保護管理体制の確認を行うこと	【確認方法】	システム以外 ①個人情報の取扱いに関与する委託先にはプライバシーマークの取得、ISMS認証取得の要件を満たすか確認している。 ②外部委託先において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認することを契約で定めている。 ③システム運用・保守の外部委託先(IDC受託事業者)に、情報セキュリティ対策に関する管理状況を定期的に報告させることを契約で定めている。				
23	特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	委託先における特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限を行うこと	【具体的な制限方法】	システム以外 ①委託契約書において、要員名簿の提出と変更時における報告・更新を義務付けている。 システム ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している			制限している	

【全項目評価書版】									
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル	システム名称	税務システム			
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由	
24	特定個人情報ファイルの取扱いの記録	委託先における特定個人情報ファイルの取扱いの記録を行うこと	【具体的な方法】	システム以外 ①契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ②委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。		記録を残している	十分である	・委託契約書によって個人情報の不正な取扱いを防止するための措置として、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関するルールや手順を定め、それに従い運用している。  以上のことから、委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスクへの対策は「十分である」と評価する。	
25	特定個人情報ファイルの提供ルール(委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	特定個人情報ファイルの提供ルールを設けること(委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	【確認方法】	システム以外 ①委託先から第三者へ個人情報を提供することは禁止している。 ②定期的に個人情報及び機密情報の管理状況、履行状況について報告を受けている。					
26	特定個人情報ファイルの提供ルール(委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	特定個人情報ファイルの提供ルールを設けること(委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	【確認方法】	システム以外 ①委託先へ特定個人情報ファイルの提供が発生の度、セキュリティ管理者の事前承認を得なければならないルールを定めている。 ②定期的に個人情報及び機密情報の管理状況、履行状況について報告を受けている。		定めている			
27	特定個人情報の消去ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先における特定個人情報の消去ルールの内容及びルール遵守の確認方法を定めること	【確認方法】	システム以外 ①契約期間終了後、委託先は速やかに廃棄し、廃棄証明書を提出するルールを定めている。		定めている			
28	委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	委託契約書において特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を定めること	【規定の内容】	システム以外 ①個人情報の取扱いに関与する委託契約時には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を添付し、「個人情報及び機密情報の保護」「受託業務以外の利用禁止」「複写及び複製の禁止」等のセキュリティ要件を明記した契約を締結している。 ②大田区で定めたセキュリティ要件を明記した契約を締結している。		定めている			
29	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保を実施すること	【具体的な方法】	システム以外 ①委託先により再委託を実施する場合は、再委託の申請書をセキュリティ管理者(課税課長)に提出し、承認を得なければならないルールを定めている。 ②再委託先にも委託先と同等のセキュリティ要件を義務付けている。		十分に行っている			
30	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-					
-	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	-							
31	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-					

【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル	システム名称	税務システム		
項番	評価基準		措置			評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容(評価書に記載すべき内容)	備考(補足確認内容)	確認結果(評価書に記載されている選択肢)	評価結果(評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由
-	5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)							
-	リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク							
32	特定個人情報の提供・移転の記録	特定個人情報の提供・移転の記録を行うこと	【具体的な方法】	システム以外 ①特定個人情報が記録された紙媒体や外部記録媒体を持ち出す場合は管理簿に必要事項を記載しなければならない。 システム ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理している。		記録を残している	十分である	・提供(番号法19条(情報ネットワークシステム))・移転(番号法9(庁内連携)条2項)に関しては定めがあるとおりルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。  以上のことから、不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
33	特定個人情報の提供・移転に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法を定めること	【確認方法】	システム以外 ①特定個人情報が記録された紙媒体や外部記録媒体を持ち出す場合はセキュリティ管理者へ申請し承認を得なければならない。また、管理簿によりチェックしている。 ②事務に関係のないシステムとの接続による不正な提供・移転を防止するために、他のシステムと接続する場合、連携するデータ項目を情報セキュリティ部会の承認を得て、個人情報保護審議会報告後にシステムの接続やデータ連携を行う。		定めている		
34	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-				
-	リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク							
35	リスクに対する措置の内容	不適切な方法で特定個人情報の提供・移転が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①通常のデータの提供・移転は庁内連携ネットワーク(区民情報系基盤システム)で行うことで不適切な方法を用いた提供・移転を軽減している。 ②連携するデータ項目を情報セキュリティ部会の承認を得て、個人情報保護審議会報告後にシステム改修・データ連携を行う。 ③税情報の提供依頼が他課からある場合には、依頼する他課は、所定の様式にて目的・概要、記録項目などを明記して依頼することとしている。 ④情報セキュリティ部会の承認を得て、個人情報保護審議会に報告をしたシステム以外と接続してはならないルールを定めている。 システム ①生体認証(顔情報)及びパスワードによる認証を行っている。 ②組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ③個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、不適切な方法で提供・移転が行われるリスクの抑止を図っている。			十分である	・税情報の提供依頼がある場合には、依頼する他課は、所定の様式にて目的・概要、記録項目などの明記を求めている。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えい等を防いでいる。  以上のことから、不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
-	リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転するリスク							
36	リスクに対する措置の内容	誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスクおよび誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①通常のデータの提供・移転は情報ネットワークまたは区民情報系基盤システムで行っている。 ②課税資料において、他自治体への回送については、対象自治体をリスト化し、誤送信を防止している。 システム ①情報セキュリティ部会の承認を得て、個人情報保護審議会に報告をした情報項目(提供が必要な項目)のみをデータレイアウトに定義し、設計している。(システムにおける措置として記載。) ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスクおよび誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクの抑止を図っている。			十分である	・提供(番号法19条(情報ネットワークシステム))・移転(番号法9(庁内連携)条2項)に関しては定めがあるとおりルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えい等を防いでいる。  以上のことから、誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転するリスクへの対策は「十分である」と評価する。
-	特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク							
37	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-				

【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル	システム名称	税務システム		
項番	評価基準		措置			評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容(評価書に記載すべき内容)	備考(補足確認内容)	確認結果(評価書に記載されている選択肢)	評価結果(評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由
-	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続							
-	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク							
38	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、目的外の特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	<p>システム以外</p> <p>①職員等が、業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を取得、記録することは禁止されている。 ②個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定めている。 ③申告書・届書等の様式について、申請者・届出者が記載する箇所を事務処理に必要な項目に限定するよう、様式を定めている。 ④窓口において、記載例を提示して必要な情報以外を記載しないよう対策している。</p> <p>システム</p> <p>①税務システムに個人住民税課税台帳に必要な情報以外は登録できないよう対策している。 ②庁内からの個人住民税課税台帳の入手にあたっては、庁内連携機能の制御機能にて、予め許可された業務・システムに限定された業務外の情報の入手が行われないようにしている。 ③情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報連携機能上で情報提供許可情報と照会内容の照会許可情報との照合が必要な仕組みになっている。 これにより番号法で定められた情報連携以外の照会は拒否されるため、目的外の特定個人情報の入手を制御している。 ④個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 ⑤どのユーザ又は既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可照会リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は、職員認証・権限管理機能を用いて設定可能としている。</p>			十分である	<p>・提供(番号法19条(情報ネットワークシステム))・移転(番号法9(庁内連携)条2項)に関しては定めがあるとおりのルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。</p> <p>以上のことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。</p>
-	リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク							
39	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、安全が保たれない方法によって特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	<p>システム以外</p> <p>①適切な認証を受けたもの以外からのアクセスが生じないようにユーザ認証情報の管理について、以下のルールを設けている。 &lt;ID&gt; ・自己が利用しているIDは、他人に利用させてはならない、また他人のIDを利用してはならないルールを定めている。 &lt;パスワード&gt; ・パスワードは強度の高いものとし、定期的に変更するルールを定めている。 ・職員等間でパスワードを共有してはならないルールを定めている。</p> <p>システム</p> <p>①情報連携機能においては、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。ネットワークはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離し暗号化を行っている。 ②サーバー、運用端末及び管理端末は、専用の安全な区画に設置し、接続できる端末は必要最小限に制御され、セキュリティを十分に担保したうえで、専用環境に設置する。 ③パーソナルファイアウォール及びウイルス検出ソフトウェア、ファイアウォール、IDS(侵入検知システム)、WAF(Webアプリケーションファイアウォール)、サンドボックスの導入により、不正アクセス及びマルウェアを検知する。 ④正常・異常に関わらず、ログの取得・保管を行う。 ・情報提供等記録/アクセス記録、アクセスログ、DBログなど</p>			十分である	<p>・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。</p> <p>以上のことから、安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。</p>



【全項目評価書版】									
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由	
-	リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク								
40	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、入手した特定個人情報 that 不正確であるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①受付時に、届出書に誤りが無いか、届出者に確認している。 ②課税資料情報の入力・訂正・削除を行った場合、必ず入力者と別の者が入力・訂正・削除の内容を確認(照合)し、届出書・申告書等の行政使用欄に確認結果を記載している。 ③届出書・申告等の帳票類については、定められた保管庫に施錠保管され、一定期間保管する。		/	十分である	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。</li> <li>・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。</li> </ul> 以上のことから、入手した特定個人情報 that 不正確であるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	①入力については操作記録(ログ)を取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。 ②操作記録(ログ)を必要に応じて、課税資料情報の入力・訂正・削除を行った対象者一覧を作成し入力内容の再確認に利用している。 ③情報連携機能では、番号法別表第二に規定される情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目等が定められている情報のみ入手している。 ④提供先においても、仮に誤った情報を提供した場合を想定した措置が担保されている。 ⑤特に、中間サーバーでは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。				
-	リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク								
41	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体及び入出力帳票並びに文書等は放置せず、閉庁時には施錠できる場所で保管している。 ②事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断している。 ③窓口にて記載された届出書・申告書等は、入力・訂正・削除を行った際に作成される帳票とともに所定の書庫に大田区の規定に従って施錠・保管している。 ④情報を作成する者は、作成途上の情報についても、紛失や流出等の防止を義務付ける。また、情報の作成途上で不要になった情報は消去する。 ⑤情報資産を利用する者は、業務で使用するデータを記録した外部記録媒体、入出力帳票及び文書等を机上に放置しない等、常時に適切な取扱いを義務付ける。		/	十分である	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。</li> <li>・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。</li> </ul> 以上のことから、入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	①操作端末の画面は来庁者から見えない位置に配置している。 ②アクセスできる端末をシステム設定により限定している。 ③特定の職員と委託従事者のみ操作可能としている。 ④個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。 ⑤税務システムのネットワークは、外部インターネット環境とは隔離された環境にある。 ⑥回線は、特定個人情報を送信する際に暗号化を行い、取得したログについては適切な頻度で不正検知の目的で確認を行っている。 ⑦職員認証・権限管理機能によりアクセス権限を管理している。ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。				

【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル	システム名称	税務システム		
項番	評価基準		措置			評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
-	リスク5: 不正な提供が行われるリスク							
42	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①情報セキュリティ部会の承認を得て、個人情報保護審議会に報告をする内容に連携するデータ項目も明示し、承認等を得た後にシステム改修・データ連携を開始している。  システム ①他業務への提供・移転はシステム連携機能を介してのみ実施される。所要の手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、連携仕様が変更される際は本稼働前に動作検証を必須としている。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 ③どのユーザまたは既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可照合リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は、職員認証・権限管理機能を用いて設定可能とする。 ④特に、中間サーバーにおいては、情報提供ネットワークシステムから配信される情報(照会許可照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報)に基づき不正な特定個人情報の提供が行われることを制御している。			十分である	・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。  以上のことから、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
-	リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク							
43	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、不適切な方法で特定個人情報が提供されるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①情報セキュリティ部会の承認を得て、個人情報保護審議会に報告をする内容に連携するデータ項目も明示し、承認等を得た後にシステム改修・データ連携を開始している。  システム ①他業務への提供・移転はシステム連携機能を介してのみ実施される。手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、本稼働前に動作検証を実施する。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 ③どのユーザまたは既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可照合リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は職員認証・権限管理機能を用いて設定可能とする。 ④情報提供ネットワークシステムから配信される情報(照会許可照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報)に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。 情報提供の際には、情報提供ネットワークシステムにて相手を認証して情報を提供している。			十分である	・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。  以上のことから、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
-	リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク							
44	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、誤った特定個人情報を提供してしまうリスク、誤った相手に特定個人情報を提供してしまうリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①情報セキュリティ部会の承認を得て、個人情報保護審議会に報告をする内容に連携するデータ項目も明示し、承認等を得た後にシステム改修・データ連携を開始している。 ②税務システムにおいて賦課決定または更正を行った場合、必ず複数人で入力・訂正・削除の内容を確認していることで誤った特定個人情報を提供・移転してしまうことを防いでいる。 ③万が一内容に誤りがあった場合は、職権により賦課情報を作成・修正することで対応している。  システム ①他業務への提供・移転はシステム連携機能を介してのみ実施される。手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、誤った相手に特定個人情報を提供・移転することを防いでいる。 ②中間サーバーにおいては、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際に、情報提供許可情報と情報照会者への経路情報を受領した上で、照会内容に対応した情報提供を行う。また、保管されたアクセス記録より提供先情報を抽出する機能を有している。 ③情報提供ネットワークシステムから配信される情報(照会許可照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報)に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。			十分である	・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。  以上のことから、誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクへの対策は「十分である」と評価する。
-	特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク							
45	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-				

【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル	システム名称	税務システム		
項番	評価基準		措置			評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由
-	7. 特定個人情報の保管・消去							
-	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク							
46	①NISC政府機関統一基準群	N/A				政府機関ではない		
47	②安全管理体制	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理体制を構築すること	【整備状況】	システム以外	①課税課にセキュリティ管理者を置き、セキュリティ管理者は保有又は使用する特定個人情報ははじめとする個人情報に対する管理責任を負うルールを定めている。 ②税務システムのシステム管理者を置き、システム管理者は税務システムにおける情報セキュリティ等に関する権限及び責任を有するルールを定めている。		十分に整備している	十分である  ・個人情報の漏えい、滅失、毀損を防止するための措置が大田区のセキュリティ基準等が体系的に整理され、実践されている。  以上のことから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と評価する。
48	③安全管理規程	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理規程を整備すること	【整備状況】	システム以外	①大田区のセキュリティ対策において、次の事項を規定している。 ・情報セキュリティ管理体制 ・情報資産の分類及び管理 ・人的な情報セキュリティ対策 ・物理的な情報セキュリティ対策 ・技術的な情報セキュリティ対策 ・運用における情報セキュリティ対策 ・評価・見直し		十分に整備している	
49	④安全管理体制・規程の職員への周知	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理体制・規程を職員へ周知すること	【周知状況】	システム以外	①職員全員がアクセス可能なグループウェアに掲示し周知している。 ②年1回の新人研修や、情報セキュリティのセルフチェックなどにおいて周知する。		十分に周知している	
50	⑤物理的対策	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する物理的対策を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外	①外部記憶媒体について、次のルール等を設けており安全管理措置を講じている。 ・私物等の使用禁止 ・持ち帰り禁止 ・鍵のついた書庫等での保管 ・使用管理簿による管理 ②課税資料等の帳票類・電子データ・職員証の管理について、放置の禁止や施錠保管等の安全管理措置を講じている。 ③端末等は、以下の物理的対策を講じている。 ・ワイヤーロックによる固定・入退室管理・ラックの施錠管理などの物理的対策を講じている。		十分に行っている	
51	⑥技術的対策	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する技術的対策を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外	①不正プログラム対策関係のソフトウェアの設定を別に定め、正しく設定されていることを定期的に、又は必要に応じて確認するルールを定めている。		十分に行っている	
				システム	①端末にウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定義ファイルの更新及びウイルスチェックを定期的及び適切な時期に行っている。			
52	⑦バックアップ	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対するバックアップを実施すること	【措置の内容】	システム以外	①システムにおいて、定期バックアップを取得するルールを定めている。		十分に行っている	
				システム	①システム管理者は、指定機器には、冗長化構成や定期的(日次)なバックアップを行っている。			
53	⑧事故発生時手順の策定・周知	特定個人情報に関する事故発生時の対応手順を策定し、職員に周知すること	【措置の内容】	システム以外	①情報セキュリティ事故及びシステム障害を発見した場合の手順を以下のように定めている。 ・情報セキュリティ事故を発見した場合は、発生日時、事故・障害のあった対象、事故・障害の状況、業務への影響等を以下のルートで連絡・報告し、必要な措置を講じる。  第一発見者 ⇒ 当該係長 ⇒ セキュリティ対策担当(課税課税務事務調整係長) ⇒ 課税課長 ⇒ 区民部長及び情報政策課長  ・業務への影響を最小限にとどめるための代替手段を講じ、その旨を関係各機関に周知する。 ・事故・障害の情報を情報セキュリティ事故・システム障害報告書に記録し、発生後一定期間保管する。		十分に行っている	
54	⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか確認すること	【重大事故の内容】	システム以外				
			【再発防止策の内容】	システム以外				

【全項目評価書版】										
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム		
項番	評価基準		措置				評価			
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由		
55	⑩死者の個人番号	死者の個人番号の保管有無および保管がある場合は、保管方法を確認すること	【具体的な管理方法】	システム以外 生存者と死者を区別することなく、同じセキュリティ対策で管理している。		保管している				
56	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	-					
- リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク										
57	リスクに対する措置の内容	特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外 ①システム保守担当者がバックアップデータを日次で取得するための手順を定めている。(システムトラブル等によりデータリストアの必要性が生じても、1営業日前の情報に戻すことが可能である。) ②賦課決定後に修正が発生した場合の、手入力によるデータ更新手順を定めている。			十分である	・データを最新のものにするためのルールや手順を定め、それに従い運用している。 以上のことから、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの対策は「十分である」と評価する。		
				システム ①区民情報系基盤システムを介して住民記録システムと連携しており情報に異動があった場合は、随時更新処理を行っている。 ②保存年限に到達したのから、廃棄の可否を判断し、課税資料を廃棄(ディスクから削除)する。						
- リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク										
58	消去手順	特定個人情報の消去手順を整備すること	【手順の内容】	システム以外 ①保存年限を過ぎた税情報のデータについては、個別ファイルごとに適時システムから削除を行っている。 ②保存文書については、保存年限が経過したときは、速やかに廃棄する。破棄の方法については、溶解、焼却その他適切な方法により行うことと定めている。		定めている	十分である	・電子また紙データを問わず、特定個人情報の消去手順の措置が大田区の規定等が体系的に整理され、実践されている。 以上のことから、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの対策は「十分である」と評価する。		
59	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	-					
- 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク										
60	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-	ハードウェアの故障・更改時は、適切な方法により廃棄を実施する。委託により廃棄を行う場合は、廃棄証明書により実施の確認を行う。					

【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)	システム名称	eLTAX(審査システム・国税連携システム)		
項番	評価基準		措置			評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容(評価書に記載すべき内容)	備考(補足確認内容)	確認結果(評価書に記載されている選択肢)	評価結果(評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策								
-	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
-	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク							
1	対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	対象者以外の特定個人情報の入手を防止するための措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①本人又は本人の代理人・国税庁・他市区町村 国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて国税庁及び他地方公共団体としか繋がっていないことから、国税庁及び他市区町村から送信される情報以外は入手できない。  システム ①給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、申告等の手続きを行うおとしている者からしか情報を受け付けられないようにシステムで制御している。 ・eLTAXの利用にあたり、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。 ・利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から取得できる情報をシステムで制御している。 ②公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・公的年金等支払者から提出された情報に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から取得できる情報をシステムで制御している。 ③国税庁 国税庁から所得税申告書等データを入手する際は、国税庁が当区を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 ④他市区町村 他市区町村から送信された情報に記載された提出先により、国税連携システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。			十分である	・地方税共同機構からの情報提供による。 ・現在まで遅滞なく業務運用できている。  以上のことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
2	必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	特定個人情報のうち、必要な情報以外を入手することを防止するための措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)では、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。  システム -				
3	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-				
-	リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク							
4	リスクに対する措置の内容	不適切な方法で特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①本人又は本人の代理人・給与支払者・公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) ・公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・申告等の手続きを行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示しており、申告等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出している。 ②国税庁、他市区町村 ・特定個人情報の入手元である国税庁及び市区町村は、使用目的が法令に基づくものであることを確認している。  システム -			十分である	・地方税共同機構からの情報提供による。 ・現在まで遅滞なく業務運用できている。  以上のことから、不適切な方法で入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。

【全項目評価書版】									
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)	システム名称	eLTAX(審査システム・国税連携システム)			
項番	評価基準		措置			評価			
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由	
-	リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク								
5	入手の際の本人確認の措置の内容	特定個人情報を入手する際の本人確認措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①本人又は本人の代理人 ・署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。 ②給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)・国税庁 ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、大田区が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 ③他市区町村 ・国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、大田区が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。				
6	個人番号の真正性確認の措置の内容	入手した個人番号が本人の個人番号で間違いがないことを確認する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①本人又は本人の代理人 ・税務システムは、統合宛名システムと連携して個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム(eLTAX)から税務システムに登録する際に、真正性確認をするルールを定める。 ②給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)・国税庁 ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、大田区が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の真正性確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。) ③他市区町村 ・国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、大田区が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。(提供を行う者自身の真正性確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。)			十分である	・地方税共同機構からの情報提供による。 ・現在まで遅滞なく業務運用できている。 以上のことから、入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
7	特定個人情報の正確性確保の措置の内容	特定個人情報の正確性確保の措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①本人又は本人の代理人・給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・審査システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管している。 ②国税庁 ・正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられている。 ③他市区町村 ・国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁及び他市区町村に委ねられている。				
8	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	システム	-				

【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)	システム名称	eLTAX(審査システム・国税連携システム)		
項番	評価基準		措置			評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容(評価書に記載すべき内容)	備考(補足確認内容)	確認結果(評価書に記載されている選択肢)	評価結果(評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由
-	リスク4: 囚手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク							
9	リスクに対する措置の内容	入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・国税連携システム及び審査システム以外から入手することはない。  システム ①本人又は本人の代理人・給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。 ②国税庁 ・国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 ③他市区町村 ・他市区町村から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 ④国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)で取り扱うデータは、閉域網であるLGWANを通じて暗号化されたデータを大田区が受信したものである。			十分である	・地方税共同機構からの情報提供による。 ・現在まで遅滞なく業務運用できている。  以上のことから、入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの対策は「十分である」と評価する。
-	特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク							
10	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-				
-	3. 特定個人情報の使用							
-	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク							
11	宛名システム等における措置の内容	宛名システム等における、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)から受信したデータは、税務システムの個人住民税課税台帳ファイルとのみ、個人特定の紐付けを行う。審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)と税務システム間のデータ移動は、区民情報系端末内部で操作可能なため、外部記憶媒体等へ書き出しは行わない。  システム ①他のシステムとの情報連携は行っていない。			十分である	・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。  以上のことから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクは「十分である」と評価する。
12	事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	事務で使用するその他のシステムにおける、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)から受信したデータは、税務システムの個人住民税課税台帳ファイルとのみ、個人特定の紐付けを行う。審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)と税務システム間のデータ移動は、区民情報系端末内部で操作可能なため、外部記憶媒体等へ書き出しは行わない。  システム ①他のシステムとの情報連携は行っていない。			十分である	・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。  以上のことから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクは「十分である」と評価する。
13	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-				

【全項目評価書版】									
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)	システム名称	eLTAX(審査システム・国税連携システム)			
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由	
-	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク								
14	ユーザ認証の管理	ユーザ認証の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外 ①審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)のアクセス権限の付与は事務担当者に限定し、必要最低限の権限を付与している。 ②審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)の認証に用いるIDのパスワードは年1回以上変更しなければならないルールを定めている。		行っている	十分である	・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、アクセス管理を行い、情報の漏えいを防いでいる。  以上のことから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と評価する。	
				システム ①審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)の利用には、生体認証(顔認証)、ID及びパスワードによる認証機能を設けている。 ②審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)の運用機能により、ID毎の利用履歴(ログ)を取得している。					
15	アクセス権限の発効・失効の管理	アクセス権限の発効・失効の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外 ①審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)のアクセス権限の付与は必要な業務のみとし、セキュリティ管理者が付与している。 権限を有していた職員が異動・退職をした場合、セキュリティ管理者は、速やかに失効処理する。		行っている			
				システム -					
16	アクセス権限の管理	アクセス権限の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外 ①課税課は設定されたアクセス権限が適切であるか人事異動のタイミング等で確認する。 ②アクセス権限の管理について、次のルールを定めている。 ・人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除しなければならない。 ・利用されていないIDが放置されないよう、定期的に点検しなければならない。		行っている			
17	特定個人情報の使用の記録	特定個人情報の使用の記録を実施すること	【具体的な方法】	システム ①審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)の運用機能により、ID毎の利用履歴(ログ)を取得している。		記録を残している			
18	その他措置の内容		【措置の内容】	-					
-	リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク								
19	リスクに対する措置の内容	従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 (全般)システム利用職員への研修において、下記のシステム対策や他自治体での事例等を紹介し、事務外利用の禁止等について周知・徹底する。 ①法令等において事務の目的以外で利用してはならないことを定めている。 ②情報セキュリティルールにおいて、事務外での利用禁止を次のように定めている。 ・対象情報システムは、課税業務以外の目的には使用しない。 ・対象情報システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的外のコピーを禁止する。 ・職員以外の委託先には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を契約書に添付し遵守させる。 ・アルバイトや派遣職員を雇用する際は、業務上知りえた情報の業務外利用の禁止事項を説明し、禁止事項に関する条項を含めた誓約書(臨時職員にあつては確認書)を署名・捺印してもらっている。			十分である	・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、アクセス管理を行い、情報の漏えいを防いでいる。  以上のことから、従業者が事務外で使用するリスクへの対策は「十分である」と評価する。	
				システム ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。					
-	リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク								
20	リスクに対する措置の内容	特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 -			十分である	・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、アクセス管理を行い、情報の漏えいを防いでいる。  以上のことから、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策は「十分である」と評価する。	
				システム ①審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)の運用機能により、ID毎の利用履歴(ログ)を取得しており、当該事務以外で使用するリスクの抑止を図っている。					
-	特定個人情報の使用におけるその他のリスク								
21	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	システム					



【全項目評価書版】									
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)	システム名称	eLTAX(審査システム・国税連携システム)			
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容(評価書に記載すべき内容)	備考(補足確認内容)	確認結果(評価書に記載されている選択肢)	評価結果(評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由	
-	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託								
-	委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク委託契約終了後の不正な使用等のリスク再委託に関するリスク								
22	情報保護管理体制の確認	委託先における情報保護管理体制の確認を行うこと	【確認方法】	システム以外	①国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。 ②地方税共同機構は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号)」の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されている。 ③毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。				
23	特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	委託先における特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限を行うこと	【具体的な制限方法】	システム以外	①特定個人情報ファイルを取り扱える要員をセキュリティ管理者が定めており当該要員以外のアクセス権、アカウントは発行していない。 ②アカウントは個人に割り付けられており制限された要員が特定個人情報ファイルにアクセスすることは出来ない。アクセス権限を持った者もセキュリティ教育を定期的に受けており、あらかじめ承認された手順に従い作業を行い内容の閲覧、更新を行う運用は行っていない。 ③委託契約書において、要員名簿の提出と変更時における報告・更新を義務付けている。		制限している		
				システム	-				
24	特定個人情報ファイルの取扱いの記録	委託先における特定個人情報ファイルの取扱いの記録を行うこと	【具体的な方法】	システム以外	①委託先から月一回サービス実績の報告を受けている。		記録を残している		
				システム	①認定委託先事業者ではサーバにおける操作ログを記録管理している。				
25	特定個人情報ファイルの提供ルール(委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	特定個人情報ファイルの提供ルールを設けること(委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	【確認方法】	システム以外	①委託先から第三者へ個人情報を提供することは禁止している。 ②定期的に個人情報及び機密情報の管理状況、履行状況について報告を受けている。				
26	特定個人情報ファイルの提供ルール(委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	特定個人情報ファイルの提供ルールを設けること(委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)を設けること	【確認方法】	システム以外	①委託先へ特定個人情報ファイルの提供が発生の度、セキュリティ管理者の事前承認を得なければならないルールを定めている。 ②定期的に個人情報及び機密情報の管理状況、履行状況について報告を受けている。		定めている		
27	特定個人情報の消去ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先における特定個人情報の消去ルールの内容及びルール遵守の確認方法を定めること	【確認方法】	システム以外	①契約期間終了後、委託先は速やかに廃棄し、廃棄証明書を提出するルールを定めている。		定めている		
28	委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	委託契約書において特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を定めること	【規定の内容】	システム以外	①個人情報の取扱いに関する委託契約時には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を添付し、「個人情報及び機密情報の保護」「受託業務以外の利用禁止」「複写及び複製の禁止」等のセキュリティ要件を明記した契約を締結している。 ②大田区で定めたセキュリティ要件を明記した契約を締結している。		定めている		
29	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保を実施すること	【具体的な方法】	システム以外	①再委託先により再委託を実施する場合は、再委託の申請書をセキュリティ管理者(課税課長)に提出し、承認を得なければならないルールを定めている。 ②再委託先にも委託先と同等のセキュリティ要件を義務付けている。		十分に行っている		
30	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-					
-	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								
31	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-					

十分である

・認定委託先事業者からの情報提供による。  
・現在まで遅滞なく業務運用できている。  
  
以上のことから、委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク  
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク  
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク  
委託契約終了後の不正な使用等のリスク  
再委託に関するリスク  
への対策は「十分である」と評価する。

【全項目評価書版】										
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)			システム名称	eLTAX(審査システム・国税連携システム)		
項番	評価基準		措置				評価			
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由		
-	5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)									
-	リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク									
32	特定個人情報の提供・移転の記録	特定個人情報の提供・移転の記録を行うこと	【具体的な方法】	システム以外 ①システム以外で提供・移転を行うことはない。 ②本人又は本人の代理人 ・審査システム(eLTAX)を利用して本人又は本人の代理人へ提供する特定個人情報については、送信日時や送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。 ③給与支払者 ・審査システム(eLTAX)を利用して給与支払者へ提供する特定個人情報については、送信日時や送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。 ④公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・審査システム(eLTAX)を利用して公的年金支払者へ提供する特定個人情報については、送信日時や送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。 ⑤国税庁・他市区町村 ・国税連携システム(eLTAX)を利用して国税庁及び他市区町村へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日時、送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。		記録を残している	十分である	・地方税共同機構からの情報提供による。 ・現在まで遅滞なく業務運用できている。 以上のことから、不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。		
33	特定個人情報の提供・移転に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転に関するルール内容及びルール遵守の確認方法を定めること	【確認方法】	システム以外 ①本人又は本人の代理人・給与支払者・公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・審査システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ②国税庁・他市区町村 ・国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。		定めている				
34	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-						
-	リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク									
35	リスクに対する措置の内容	不適切な方法で特定個人情報の提供・移転が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①本人又は本人の代理人・給与支払者 ・審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことはできない。提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定される。 ②公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことはできない。提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定される。 ③国税庁・他市区町村 ・国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	システム ①本人又は本人の代理人・給与支払者 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いている。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)に生体認証(顔認証)、利用者ID及びパスワードを用いてログインを行い、確認している。これらのデータは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ②公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ③国税庁・他市区町村 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。		十分である	・地方税共同機構からの情報提供による。 ・現在まで遅滞なく業務運用できている。 以上のことから、不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。		

【全項目評価書版】									
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)	システム名称	eLTAX(審査システム・国税連携システム)			
項番	評価基準		措置			評価			
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由	
-	リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転するリスク								
36	リスクに対する措置の内容	誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスクおよび誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①本人又は本人の代理人・給与支払者 ・特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができないため、決められた情報のみ提供している。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。 ②公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができないため、決められた情報のみ提供している。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。 ③国税庁・他市区町村 ・国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うルールを定める。 ・大田区と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。				十分である	・地方税共同機構からの情報提供による。 ・現在まで遅滞なく業務運用できている。  以上のことから、誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転するリスクへの対策は「十分である」と評価する。
-	特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク								
37	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-					
-	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続								
-	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク								
38	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、目的外の特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 システム					
-	リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク								
39	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、安全が保たれない方法によって特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 システム					
-	リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク								
40	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 システム					
-	リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク								
41	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 システム					
-	リスク5: 不正な提供が行われるリスク								
42	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 システム					
-	リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク								
43	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、不適切な方法で特定個人情報が提供されるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 システム					
-	リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク								
44	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、誤った特定個人情報を提供してしまうリスク、誤った相手に特定個人情報を提供してしまうリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 システム					

【全項目評価書版】										
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)			システム名称	eLTAX(審査システム・国税連携システム)		
項番	評価基準		措置				評価			
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容(評価書に記載すべき内容)	備考(補足確認内容)	確認結果(評価書に記載されている選択肢)	評価結果(評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由		
-	特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク									
45	リスクに対する措置の内容		【措置の内容】	-						
-	7. 特定個人情報の保管・消去									
-	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク									
46	①NISC政府機関統一基準群	N/A					政府機関ではない			
47	②安全管理体制	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理体制を構築すること	【整備状況】	システム以外	①課税課にセキュリティ管理者を置き、セキュリティ管理者は保有又は使用する特定個人情報をはじめとする個人情報に対する管理責任を負うルールを定めている。 ②税務システムのシステム管理者を置き、システム管理者は税務システムにおける情報セキュリティ等に関する権限及び責任を有するルールを定めている。		十分に整備している			
48	③安全管理規程	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理規程を整備すること	【整備状況】	システム以外	①大田区のセキュリティ対策において、次の事項を規定している。 ・情報セキュリティ管理体制 ・情報資産の分類及び管理 ・人的な情報セキュリティ対策 ・物理的な情報セキュリティ対策 ・技術的な情報セキュリティ対策 ・運用における情報セキュリティ対策 ・評価・見直し		十分に整備している			
49	④安全管理体制・規程の職員への周知	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理体制・規程を職員へ周知すること	【周知状況】	システム以外	①職員全員がアクセス可能なグループウェアに掲示し周知している。 ②年1回の新人研修や、情報セキュリティのセルフチェックなどにおいて周知する。		十分に周知している			
50	⑤物理的対策	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する物理的対策を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外	①外部記憶媒体について、次のルール等を設けており安全管理措置を講じている。 ・私物等の使用禁止 ・持ち帰り禁止 ・鍵のついた書庫等での保管 ・使用管理簿による管理 ②課税資料等の帳票類・電子データ・職員証の管理について、放置の禁止や施錠保管等の安全管理措置を講じている。 ③端末等は、以下の物理的対策を講じている。 ・ワイヤーロックによる固定・入退室管理・ラックの施錠管理などの物理的対策を講じている。 ④認定委託先事業者サーバでの対策 ・認定委託先事業者ではサーバ及び付帯機器上で保管しており、保管場所への立ち入り制限・アクセス制限についても「II ファイルの概要」の「6. 特定個人情報の保管・消去」に記載した通り厳格に行っている。		十分に行っている			
51	⑥技術的対策	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する技術的対策を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外 システム	①不正プログラム対策関係のソフトウェアの設定を別に定め、正しく設定されていることを定期的に、又は必要に応じて確認するルールを定めている。 ②端末にウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定義ファイルの更新及びウイルスチェックを定期的及び適切な時期に行っている。 ③認定委託先事業者サーバでの対策 ・認定委託先事業者ではサーバ及び付帯機器上で保管しており、保管場所への立ち入り制限・アクセス制限についても「II ファイルの概要」の「6. 特定個人情報の保管・消去」に記載した通り厳格に行っている。		十分に行っている	十分である	・個人情報の漏えい、滅失、毀損を防止するための措置が大田区のセキュリティ基準等が体系的に整理され、実践されている。 以上のことから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と評価する。	
52	⑦バックアップ	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対するバックアップを実施すること	【措置の内容】	システム以外 システム	①システムにおいて、定期バックアップを取得するルールを定めている。 ①定期的なデータバックアップを行い、システムトラブル等によりデータストアの必要性が生じて、1営業日前の情報に戻ることが可能である。 ・業務データ ・システムイメージ ・各種ログ		十分に行っている			
53	⑧事故発生時手順の策定・周知	特定個人情報に関する事故発生時の対応手順を策定し、職員に周知すること	【措置の内容】	システム以外	①認定委託先事業者での事故発生時はマニュアルを作成しメール及び掲示板にて周知および事故への対策を行っている。		十分に行っている			

【全項目評価書版】										
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)			システム名称	eLTAX(審査システム・国税連携システム)		
項番	評価基準		措置				評価			
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由		
54	⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか確認すること	【重大事故の内容】	システム以外			発生なし			
			【再発防止策の内容】	システム以外			発生なし			
55	⑩死者の個人番号	死者の個人番号の保管有無および保管がある場合は、保管方法を確認すること	【具体的な管理方法】	システム以外	①生存者と死者を区別することなく、同じセキュリティ対策で管理している。		保管している			
56	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	システム	-					
-	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク									
57	リスクに対する措置の内容	特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外	①バックアップデータを日次で取得するよう定めている。(システムトラブル等によりデータストアの必要性が生じても、1営業日前の情報に戻すことが可能である。)②受信したデータを定期的に出力し、最新の内容に更新するようスケジュール管理している。			十分である	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定委託先事業者からの情報提供による。</li> <li>・現在まで遅滞なく業務運用できている。</li> </ul> 以上のことから、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの対策は「十分である」と評価する。	
				システム	①保存年限に到達したのから、廃棄の可否を判断し、課税資料を廃棄(ディスクから削除)する。					
-	リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク									
58	消去手順	特定個人情報の消去手順を整備すること	【手順の内容】	システム以外	①保存年限を過ぎた税情報のデータについては、個別ファイルごとに適時システムから削除を行っている。②保存文書については、保存年限が経過したときは、速やかに廃棄する。破棄の方法については、溶解、焼却その他適切な方法により行うことと定めている。③審査システム及び国税連携システムのデータは、税務システムへの連携が終了し、税額の決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときに削除権限を有する課税課職員が手作業でデータを消去する。		定めている	十分である	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子また紙データを問わず、特定個人情報の消去手順の措置が大田区の規定等が体系的に整理され、実践されている。</li> </ul> 以上のことから、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの対策は「十分である」と評価する。	
				システム	①保存年限に到達したのから、廃棄の可否を判断し、課税資料を廃棄(ディスクから削除)する。					
59	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-						
-	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク									
60	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-	ハードウェアの故障・更改時は、適切な方法により廃棄を実施する。委託により廃棄を行う場合は、廃棄証明書により実施の確認を行う。					

【全項目評価書版】								
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	軽自動車税課税台帳ファイル		システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置			評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
<b>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</b>								
-	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
-	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク							
1	対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	対象者以外の特定個人情報の入手を防止するための措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定めている。 ②届出/申請内容や本人確認書類による確認を厳格に行う。 ③システム入力後も届出書と入力内容に齟齬がないか厳格な照合を行う。 ④本人確認書類は、身分証明書等(運転免許証・旅券など)を用いる。 ※別添1-2①・②・⑥・⑩の項目に該当				
				システム ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。				
2	必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	特定個人情報のうち、必要な情報以外を入手することを防止するための措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定めている。 ②申告書・申請等の様式について、届出者・申請者が記載する箇所を事務処理に必要な項目に限定するよう、様式を定めている。 ③窓口において、記載例を提示して必要な情報以外を記載しないよう対策している。 ※別添1-2①・②・⑥・⑩の項目に該当				
				システム 【措置】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報のうち、必要な情報以外の入手の抑止を図っている。				
3	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-				

十分である

・税務事務で使用される個人情報を取り扱うルールや手順を定め、それに従い運用している。  
・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。  
以上のことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。

【全項目評価書版】											
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	軽自動車税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム			
項番	評価基準		措置				評価				
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由			
- リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク											
4	リスクに対する措置の内容	不適切な方法で特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①窓口で対応する場合は、本人等に対して口頭で使用目的を説明する。 ②窓口における入手の際、所定の様式以外で入手を行えないルールを定めている。 ③軽自動車検査協会や運輸支局から入手する軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)による個人情報(個人番号を含まない)は、配達記録が残る郵送方法と、三輪以上の軽自動車の新車新規登録に係る申告に限り、軽自動車検査協会からLGWANを経由して入手する。税務システムへのデータ移動は区民情報系端末内部で操作可能なため、外部記憶媒体等へ書き出しは行わない。郵送で收受したものは、收受日に帳票の受領確認書を発送先宛てにFAXすることにより、收受の有無を速やかに連絡している。 ④軽自動車検査協会や運輸支局から入手した、個人情報に記載されている軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)は、施設可能な保管庫にて管理することにより、紛失などによる情報漏洩を防止している。データで收受する個人情報は、ID・パスワード等で認証を行い、アクセス権限を持つ課税課の担当者のみが利用可能とする端末で保存・管理することで情報漏洩を防止する。 ⑤セキュリティ研修または新人・異動者向けの研修において、窓口・郵送等の届出の受け取り、または区民情報系基盤システム以外の方法を用いて特定個人情報を入手してはならないと定めている。 ※別添1-2①・②・⑥・⑩の項目に対応。				十分である	・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。  以上のことから、不適切な方法で入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。		
			【措置の内容】	システム ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ②予め許可された業務・システムに限定した入手方法とすることで、対象外の業務・システムからの入手が行われないようにしている。							
- リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク											
5	入手の際の本人確認の措置の内容	特定個人情報を入手する際の本人確認措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①申請受付の際は、窓口で個人番号カードまたは顔写真入りの身分証明書(免許証、パスポート等)、官公庁発行の資格者証等及び個人番号確認書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。 ②代理申請の場合は、上記にあわせて、委任状や大田区の情報システムなどを用いて記載内容の真正性の確認を行う。 ※別添1-2①・②・⑥・⑩の項目に該当							
6	個人番号の真正性確認の措置の内容	入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①提出された申告資料に記載された個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口で個人番号カードまたは顔写真入り身分証明書(免許証、パスポート等)、官公庁発行の資格者証等の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。 ②上記による確認がとれない場合、該当者が当該市町村に住所をもつ者であれば、税務システムによる宛名管理システムと照合し、個人番号の確認を行う。必要に応じて、顔写真入り身分証明書類(免許証、パスポート等)、官公庁発行の資格証に係る書の提示を求め、本人確認を徹底する。 ③当該市町村に住所を持たない者の場合は、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を検索し、個人番号の確認を行う。必要に応じて、顔写真入り身分証明書類(免許証、パスポート等)、官公庁発行の資格証に係る書の提示を求め、本人確認を徹底する。 ※別添1-2①・②・⑥・⑩の項目に該当							
			【措置の内容】	システム ①住民記録システムから連携される個人番号は、担当部署にて真正性が確認された番号のみが税務システムへデータ連携される				十分である	・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。  以上のことから、入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの対策は「十分である」と評価する。		

【全項目評価書版】										
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	軽自動車税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム		
項番	評価基準		措置				評価			
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由		
7	特定個人情報の正確性確保の措置の内容	特定個人情報の正確性確保の措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①受付時に、届出書に誤りが無いか、申請者に確認する。 ②軽自動車税情報の入力・訂正・削除を行った場合、必ず入力者と別の者が入力・訂正・削除の内容を確認(照合)し、届出書/申請書等の行政使用欄に確認結果を記載している。 ③課税資料等の帳票類については、定められた保管庫に施錠保管され、一定期間保管する。 ※別添1-2①・②・⑥・⑩の項目に該当		/				
			システム	①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報の正確性確保ができない作業の抑止を図っている。						
8	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	-					
- リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク										
9	リスクに対する措置の内容	入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①窓口で本人または代理人が来庁する場合は、予め決められた窓口で職員が対面して申告書などを直接收受する。 ②業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体及び入出力帳票並びに文書等は放置せず、閉庁時には施錠できる場所で保管している。 ③事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断する。 ④郵送で本人または代理人が申請する場合は、区のホームページ・区報・ガイドブックなどで事前に提出先を広く周知し、送付先の誤りなどによる情報漏洩・紛失などを防止する。 ⑤窓口にて記載された届出書/申請書等は、入力・訂正・削除を行った際に作成される帳票とともに所定の書庫に大田区の規定に従って施錠・保管する。 ⑥地方税の事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏えい等をした場合においては、厳罰とされている。 ※別添1-2①・②・⑥・⑩の項目に該当		/	十分である		・業務で使用する個人情報保管・廃棄のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの対策は「十分である」と評価する。	
			システム	①組織ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。						
- 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク										
10	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-	-					



【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	軽自動車税課税台帳ファイル		システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置			評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
-	3. 特定個人情報の使用							
-	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク							
11	宛名システム等における措置の内容	宛名システム等における、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定めている。 ②システム改修・データ連携を開始する前に、連携するデータ項目を情報セキュリティ部会の承認を得て、個人情報保護審議会に報告するルールを定めている。なお、報告するデータ項目は事務に必要な項目のみである。 ③毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。		/	十分である	・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。  以上のことから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
			システム ①事務に必要な情報項目(個人情報保護審議会又は情報セキュリティ部会より承認等を得た項目)のみでデータレイアウトを構成し、区民情報系基盤システムデータのうち、税務システムではデータレイアウトで定められたもののみ受信可能な設計としている。					
12	事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	事務で使用するその他のシステムにおける、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定めている。 ②システム改修・データ連携を開始する前に、連携するデータ項目を情報セキュリティ部会の承認を得て、個人情報保護審議会に報告するルールを定めている。なお、報告するデータ項目は事務に必要な項目のみである。 ③業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを定めている。 ④毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。		/		
			システム ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している					
13	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-		/		

【全項目評価書版】								
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	軽自動車税課税台帳ファイル	システム名称	税務システム		
項番	評価基準		措置			評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
-	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権 限のない職員等)によって不正に使用 されるリスク							
14	ユーザ認証の管理	ユーザ認証の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外 ① <顔認証> ・システムの利用には顔認証のための生体情報の登録を事前に行っている。 ・離席時や業務上必要のないときは、パソコンの画面ロックまたはログオフをしなければならないルールを定め、無操作で一定時間経過後は自動で画面ロックする仕組みとなっている。 <ID> ・自己が利用しているIDは、他人に利用させてはならない、また他人のIDを利用してはならないルールを定めている。 <パスワード> ・パスワードは強度の高いものとし、定期的に変更するルールを定めている。 ・職員等間でパスワードを共有してはならないルールを定めている。		行っている		
				システム ①限られた端末でのみ利用可能とし、生体情報(顔情報)及びパスワードによる認証を行い、利用できる職員・委託従事者を限定している。				
15	アクセス権限の発効・失効の管理	アクセス権限の発効・失効の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外 ①職員の退職・異動に伴うアクセス権限管理については、人事課から提供される情報を基に、情報政策課が管理する認証基盤に設定する。 ②認証基盤に設定した情報を基に情報政策課にて税務システムにアクセス権限の設定を反映する。課税課は設定されたアクセス権限が適切であるかシステム権限一覧等を用いて確認する。		行っている		
				システム ①管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみ利用設定を行い、利用できる操作者を限定している。				
16	アクセス権限の管理	アクセス権限の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外 ①課税課は設定されたアクセス権限が適切であるかアクセス権限一覧表等を用いて人事異動のタイミング等で確認する。 ②アクセス権限の管理について、次のルールを定めている。 ・人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除しなければならない。 ・利用されていないIDが放置されないよう、定期的に点検しなければならない。		行っている	十分である	・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、アクセス管理を行い、情報の漏えいを防いでいる。
				システム ①管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみを利用設定(操作者カードと暗証番号による認証)を行い、利用できる操作者を限定している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。				以上のことから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
17	特定個人情報の使用の記録	特定個人情報の使用の記録を実施すること	【具体的な方法】	(1)課税課長は、次の帳簿及び書類つづりを作成しなければならないルールを設けている。  ①「特別区民税・都民税証明、軽自動車税(種別割)納税証明交付申請書」つづり ②「軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)」つづり ③「軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書(原動機付自転車・小型特殊自動車)」つづり ④「軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)」つづり ⑤「軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(消滅用)、軽自動車(環境性能割・種別割)変更(転出)申告書」つづり ※戸籍住民課長及び各特別出張所長は、上記の帳簿及び書類のうち、①についてのみ作成する。 ※①の書類は受付年月日順、②～④の書類は標識番号順、⑤の書類は処理年月日順につづって保管する。 (2)①は1年保存。②④は③⑤で廃車・消滅等の申告を受けるまで保存し、廃車・消滅等の申告を受けてから5年保存。 ③⑤は5年保存。各つづりは施設可能な保管庫にて保管している。		記録を残している		

【全項目評価書版】										
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	軽自動車税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム		
項番	評価基準		措置				評価			
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由		
			システム	①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理している。						

【全項目評価書版】										
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	軽自動車税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム		
項番	評価基準		措置				評価			
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由		
18	その他措置の内容	-	【措置の内容】	-						
-	リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク									
19	リスクに対する措置の内容	従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外  システム	(全般)システム利用職員への研修において、下記のシステム対策や他自治体での事例等を紹介し、事務外利用の禁止等について周知・徹底する。  ①法令等において事務の目的以外で利用してはならないことを定めている。 ②情報セキュリティルールにおいて、事務外での利用禁止を次のように定めている。 ・対象情報システムは、課税業務以外の目的には使用しない。 ・対象情報システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的外のコピーを禁止する。 ・職員以外の委託先には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を契約書に添付し遵守させる。 ・アルバイトや派遣職員を雇用する際は、業務上知りえた情報の業務外利用の禁止事項を説明し、禁止事項に関する条項を含めた誓約書(臨時職員にあたっての確認書)を署名・捺印してもらっている。			十分である	・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、アクセス管理を行い、情報の漏えいを防いでいる。  以上のことから、従業者が事務外で使用するリスクへの対策は「十分である」と評価する。	
-	リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク									
20	リスクに対する措置の内容	特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外  システム	①システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的以外のコピーを禁止するルールを定めている。 ②外部記憶媒体にデータをコピーする場合、「情報セキュリティ実施手順(課税課)」に基づき、「情報資産移動申請書兼記録簿」を作成の上、外部記憶媒体管理者の許可を得るルール及び手順を定めている。			十分である	・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、アクセス管理を行い、情報の漏えいを防いでいる。  以上のことから、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策は「十分である」と評価する。	
-	特定個人情報の使用におけるその他のリスク									
21	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	システム	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ① スクリーンセーバーやログオフ機能を利用して、長時間に渡って端末画面に個人情報を表示させない。 ② 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に配置する。 ③ 個人情報が表示された画面のハードコピーの取得については、事務処理に必要となる範囲に留め、使用後は直ちにシュレッダーでの破砕処理を義務付けている。					

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	軽自動車税課税台帳ファイル	システム名称	税務システム			
項番	評価基準		措置			評価			
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由	
-	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託								
-	委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク委託契約終了後の不正な使用等のリスク再委託に関するリスク								
22	情報保護管理体制の確認	委託先における情報保護管理体制の確認を行うこと	【確認方法】	システム以外	①個人情報の取扱いに関する委託先にはプライバシーマークの取得、ISMS認証取得の要件を満たすか確認している。 ②外部委託先において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認することを契約で定めている。 ③システム運用・保守の外部委託先(IDC受託事業者)に、情報セキュリティ対策に関する管理状況を定期的に報告させることを契約で定めている。 ※別添1-2③・④・⑤の項目に該当				
23	特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	委託先における特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限を行うこと	【具体的な制限方法】	システム以外	①委託契約書において、要員名簿の提出と変更時における報告・更新を義務付けている。		制限している		
				システム	①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。				
24	特定個人情報ファイルの取扱いの記録	委託先における特定個人情報ファイルの取扱いの記録を行うこと	【具体的な方法】	システム以外	①契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ②委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ③ICカード使用簿等に従事者及び作業内容を記録させ提出させている。		記録を残している		
				システム	①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理している。				
25	特定個人情報ファイルの提供ルール(委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	特定個人情報ファイルの提供ルールを設けること(委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	【確認方法】	システム以外	①委託先から第三者へ個人情報を提供することは禁止している。 ②定期的に個人情報及び機密情報の管理状況、履行状況について報告を受けている。 ※別添1-2③・④・⑤の項目に該当		十分である	・委託契約書によって個人情報の不正な取扱いを防止するための措置として、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関するルールや手順を定め、それに従い運用している。  以上のことから、委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスクへの対策は「十分である」と評価する。	
26	特定個人情報ファイルの提供ルール(委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	特定個人情報ファイルの提供ルールを設けること(委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	【確認方法】	システム以外	①個人情報の取扱いに関する委託契約時には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を添付し、「個人情報及び機密情報の保護」「受託業務以外の利用禁止」「複写及び複製の禁止」等のセキュリティ要件を明記した契約を締結している。 ②委託先へ特定個人情報ファイルの提供が発生の度、セキュリティ管理者の事前承認を得なければならないルールを定めている。 ③定期的に個人情報及び機密情報の管理状況、履行状況について報告を受けている。 ※別添1-2③・④・⑤の項目に該当	定めている			
27	特定個人情報の消去ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先における特定個人情報の消去ルールの内容及びルール遵守の確認方法を定めること	【確認方法】	システム以外	①個人情報の取扱いに関する委託契約時には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を添付し、「情報の消去について」を明記した契約を締結している。 ②契約期間終了後、委託先は速やかに廃棄し、廃棄証明書を提出するルールを定めている。 ※別添1-2③・④・⑤の項目に該当	定めている			

【全項目評価書版】										
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	軽自動車税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム		
項番	評価基準		措置				評価			
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由		
28	委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	委託契約書において特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を定めること	【規定の内容】	システム以外	①個人情報の取扱いに関する委託契約時には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を添付し、「個人情報及び機密情報の保護」「受託業務以外の利用禁止」「複写及び複製の禁止」等のセキュリティ要件を明記した契約を締結している。 ②大田区で定めたセキュリティ要件を明記した契約を締結している。 ※別添1-2③・④・⑤の項目に該当		定めている			
29	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保を実施すること	【具体的な方法】	システム以外	①個人情報の取扱いに関する委託契約時には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を添付し、「再委託」に関するセキュリティ要件を明記した契約を締結している。 ②委託先により再委託を実施する場合は、再委託の申請書をセキュリティ管理者(課税課長)に提出し、承認を得なければならないルールを定めている。 ※別添1-2③・④・⑤の項目に該当		十分に行っている			
30	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-						
-	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置									
31	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-						
-	5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)									
-	リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク									
32	特定個人情報の提供・移転の記録	特定個人情報の提供・移転の記録を行うこと	【具体的な方法】	システム以外	①特定個人情報記録された紙媒体を持ち出す場合は管理簿に必要事項を記載しなければならないルールを定めている。また、現状実務において外部記録媒体は使用していない。		記録を残している			
				システム	①現在システムを使用した情報提供は行っていない。					
33	特定個人情報の提供・移転に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法を定めること	【確認方法】	システム以外	①特定個人情報記録された紙媒体や外部記録媒体を持ち出す場合はセキュリティ管理者へ申請し承認を得なければならない。また、管理簿によりチェックしている。 ②事務に関係のないシステムとの接続による不正な提供・移転を防止するために、他のシステムと接続する場合、連携するデータ項目を情報セキュリティ部会の承認を得て、個人情報保護審議会報告後にシステムの接続やデータ連携を行う。		定めている	十分である	・提供(番号法19条(情報ネットワークシステム))・移転(番号法9(庁内連携)条2項)に関しては定めがあるとおりのルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 以上のことから、不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。	
34	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-						
-	リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク									
35	リスクに対する措置の内容	不適切な方法で特定個人情報の提供・移転が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①税情報の提供依頼がある場合には、目的・概要、記録項目などを確認したうえで、内部で決定を取り、紙文書にて回答している。 ②情報セキュリティ部会の承認を得て、個人情報保護審議会に報告をしたシステム以外と接続してはならないルールを定めている。			十分である	・税情報の提供依頼がある場合には、依頼する他課は、所定の様式にて目的・概要、記録項目などの明記を求めている。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。	
				システム	①現在システムを使用した情報提供は行っていない。					
-	リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転するリスク									
36	リスクに対する措置の内容	誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスクおよび誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①軽自動車税(種別割)の課税台帳を作成・修正する毎に別の担当が作成・修正内容を確認・照合することで誤った特定個人情報を提供・移転してしまうことを防いでいる。 ②万が一内容に誤りがあった場合は、職権により軽自動車税の課税台帳を修正することで対応している。 ③他自治体や警察などからの書面による特定個人情報の照会については、相手方の所定様式に基づき回答し、必要以上の特定個人情報を提供しないようしている。また、相手方に回答文書を発送する前に、誤った特定個人情報を提供していないか再度確認している。			十分である	・提供(番号法19条(情報ネットワークシステム))・移転(番号法9(庁内連携)条2項)に関しては定めがあるとおりのルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転するリスクへの対策は「十分である」と評価する。	
				システム	①現在システムを使用した情報提供は行っていない。					

【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	軽自動車税課税台帳ファイル	システム名称	税務システム		
項番	評価基準		措置			評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
-	特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク							
37	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-				
-	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続							
-	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク							
38	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、目的外の特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	<p>システム以外</p> <p>①職員等が、業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録することは禁止されている。 ②個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定めている。 ③申告書・届書等の様式について、申請者・届出者が記載する箇所を事務処理に必要な項目に限定するよう、様式を定めている。 ④窓口において、記載例を提示して必要な情報以外を記載しないように対策している。</p> <p>システム</p> <p>①税務システムに個人住民税課税台帳に必要な情報以外は登録できないよう対策している。 ②庁内からの個人住民税課税台帳の入手にあたっては、庁内連携機能の制御機能にて、予め許可された業務・システムに限定された業務外の情報の入手が行われないようにしている。 ③情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報連携機能上で情報提供許可情報と照会内容の照会許可情報との照合が必要な仕組みになっている。 これにより番号法で定められた情報連携以外の照会は拒否されるため、目的外の特定個人情報の入手を制御している。 ④職員認証、権限管理機能で、権限のない職員のアクセスを防ぎ、目的外の特定個人情報の入手が行われることを制御している。個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 ⑤どのユーザ又は既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可照会リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は、職員認証・権限管理機能を用いて設定可能としている。</p>			十分である	<p>・提供(番号法19条(情報ネットワークシステム))・移転(番号法9(庁内連携)条2項)に関しては定めがあるとおりルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。</p> <p>以上のことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。</p>
-	リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク							
39	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、安全が保たれない方法によって特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	<p>システム以外</p> <p>①適切な認証を受けたもの以外からのアクセスが生じないようにユーザ認証情報の管理について、以下のルールを設けている。 &lt;ID&gt; ・自己が利用しているIDは、他人に利用させてはならない、また他人のIDを利用してはならないルールを定めている。 &lt;パスワード&gt; ・パスワードは強度の高いものとし、定期的に変更するルールを定めている。 ・職員等間でパスワードを共有してはならないルールを定めている。</p> <p>システム</p> <p>①情報連携機能においては、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。ネットワークはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離し暗号化を行っている。 ②サーバー、運用端末及び管理端末は、専用の安全な区画に設置し、接続できる端末は必要最小限に制御され、セキュリティを十分に担保したうえで、専用環境に設置する。 ③パーソナルファイアウォール及びウイルス検出ソフトウェア、ファイアウォール、IDS(侵入検知システム)、WAF(Webアプリケーションファイアウォール)、サンドボックスの導入により、不正アクセス及びマルウェアを検知する。 ④正常・異常に関わらず、ログの取得・保管を行う。 ・情報提供等記録/アクセス記録、アクセスログ、DBログなど</p>			十分である	<p>・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。</p> <p>以上のことから、安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。</p>

【全項目評価書版】										
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	軽自動車税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム		
項番	評価基準		措置				評価			
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由		
- リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク										
40	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、入手した特定個人情報 that 不正確であるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①受付時に、届出書に誤りが無いか、届出者に確認している。 ②課税資料情報の入力・訂正・削除を行った場合、必ず入力者と別の者が入力・訂正・削除の内容を確認(照会)し、届出書・申告書等の行政使用欄に確認結果を記載している。 ③届出書・申告等の帳票類については、定められた鍵のかかる書庫に、一定期間保管する。		/	十分である	・個人情報入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、入手した特定個人情報 that 不正確であるリスクへの対策は「十分である」と評価する。	
			システム	①入力については操作記録(ログ)を取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。 ②操作記録(ログ)を必要に応じて、課税資料情報の入力・訂正・削除を行った対象者一覧を作成し入力内容の再確認に利用している。 ③情報連携機能では、番号法別表第二に規定される情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目等が定められている情報のみ入手している。 ④提供先においても、仮に誤った情報を提供した場合を想定した措置が担保されている。 ⑤特に、中間サーバーでは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。						
- リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク										
41	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体及び入出力帳票並びに文書等は放置せず、閉庁時には施錠できる場所で保管している。 ②事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断している。 ③窓口にて記載された届出書・申告書等は、入力・訂正・削除を行った際に作成される帳票とともに所定の書庫に大田区の規定に従って施錠・保管している。 ④情報を作成する者は、作成途上の情報についても、紛失や流出等の防止を義務付ける。また、情報の作成途上で不要になった情報は消去する。 ⑤情報資産を利用する者は、業務で使用するデータを記録した外部記録媒体、入出力帳票及び文書等を机上に放置しない等、常時に適切な取扱いを義務付ける。		/	十分である	・個人情報入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスクへの対策は「十分である」と評価する。	
			システム	①操作端末の画面は来庁者から見えない位置に配置している。 ②アクセスできる端末をシステム設定により限定している。 ③特定の職員と委託従事者のみ操作可能としている。 ④個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。 ⑤税務システムのネットワークは、外部インターネット環境とは隔離された環境にある。 ⑥回線は、特定個人情報を送信する際に暗号化を行い、取得したログについては適切な頻度で不正検知の目的で確認を行っている。 ⑦職員認証・権限管理機能によりアクセス権限を管理している。ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。						
- リスク5: 不正な提供が行われるリスク										
42	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外			/			
			システム							



【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	軽自動車税課税台帳ファイル		システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置			評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
-	リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク							
43	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、不適切な方法で特定個人情報が提供されるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 システム				
-	リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク							
44	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、誤った特定個人情報を提供してしまうリスク、誤った相手に特定個人情報を提供してしまうリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 システム				
-	特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク							
45	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-				
-	7. 特定個人情報の保管・消去							
-	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク							
46	①NISC政府機関統一基準群	N/A				政府機関ではない		
47	②安全管理体制	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理体制を構築すること	【整備状況】	システム以外	①課税課にセキュリティ管理者を置き、セキュリティ管理者は保有又は使用する特定個人情報ははじめとする個人情報に対する管理責任を負うルールを定めている。 ②税務システムのシステム管理者を置き、システム管理者は税務システムにおける情報セキュリティ等に関する権限及び責任を有するルールを定めている。 ※別添1-2①・②・⑥・⑩の項目に該当	十分に整備している		
48	③安全管理規程	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理規程を整備すること	【整備状況】	システム以外	①大田区のセキュリティ対策において、次の事項を規定している。 ・情報セキュリティ管理体制 ・情報資産の分類及び管理 ・人的な情報セキュリティ対策 ・物理的な情報セキュリティ対策 ・技術的な情報セキュリティ対策 ・運用における情報セキュリティ対策 ・評価・見直し ※別添1-2①・②・⑥・⑩の項目に該当	十分に整備している		
49	④安全管理体制・規程の職員への周知	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理体制・規程を職員へ周知すること	【周知状況】	システム以外	①職員全員がアクセス可能なグループウェアに掲示し周知している。 ②年1回の新人研修や、情報セキュリティのセルフチェックなどにおいて周知する。	十分に周知している		
50	⑤物理的対策	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する物理的対策を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外	①外部記憶媒体について、次のルール等を設けており安全管理措置を講じている。 ・私物等の使用禁止 ・持ち帰り禁止 ・鍵のついた書庫等での保管 ・使用管理簿による管理 ②課税資料等の帳票類・電子データ・職員証の管理について、放置の禁止や施錠保管等の安全管理措置を講じている。 ③端末等は、以下の物理的対策を講じている。・ワイヤードロックによる固定・入退室管理・ラックの施錠管理な物理的対策を講じている。 ※別添1-2①・②・⑥・⑩の項目に該当	十分に行っている		
51	⑥技術的対策	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する技術的対策を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外 システム	①不正プログラム対策関係のソフトウェアの設定を別に定め、正しく設定されていることを定期的に、又は必要に応じて確認するルールを定めている。 ①端末にウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定義ファイルの更新及びウイルスチェックを定期的及び適切な時期に行っている。	十分に行っている	十分である	・個人情報の漏えい、滅失、毀損を防止するための措置が大田区のセキュリティ基準等が体系的に整理され、実践されている。 以上のことから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と評価する。
52	⑦バックアップ	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対するバックアップを実施すること	【措置の内容】	システム以外 システム	①システムにおいて、定期バックアップを取得するルールを定めている。 ①システム管理者は、指定機器には、冗長化構成や定期的(日次)なバックアップを行っている。	十分に行っている		

【全項目評価書版】										
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	軽自動車税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム		
項番	評価基準		措置				評価			
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由		
53	⑧事故発生時手順の策定・周知	特定個人情報に関する事故発生時の対応手順を策定し、職員に周知すること	【措置の内容】	システム以外	①情報セキュリティ事故及びシステム障害を発見した場合の手順を以下のように定めている。 ・情報セキュリティ事故を発見した場合は、発生日時、事故・障害のあった対象、事故・障害の状況、業務への影響等を以下のルートで連絡・報告し、必要な措置を講じる。 第一発見者 ⇒ 当該係長 ⇒ セキュリティ対策担当(課税課課税担当係長) ⇒ 課税課長 ⇒ 区民部長及び情報政策課長 ・業務への影響を最小限にとどめるための代替手段を講じ、その旨を関係各機関に周知する。 ・事故・障害の情報を情報セキュリティ事故・システム障害報告書に記載し、発生後一定期間保管する。 ※別添1-2①・②・⑥・⑩の項目に該当		十分に行っている			
54	⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか確認すること	【重大事故の内容】	システム以外						
			【再発防止策の内容】	システム以外						
55	⑩死者の個人番号	死者の個人番号の保管有無および保管がある場合は、保管方法を確認すること	【具体的な管理方法】	システム以外	①生存者と死者を区別することなく、同じセキュリティ対策で管理している。 ※別添1-2①・②・⑥・⑩の項目に該当		保管している			
				システム	①生存者と死者を区別することなく、同じセキュリティ対策で管理している。					
56	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	-					
- リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク										
57	リスクに対する措置の内容	特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外	①システム保守担当者がバックアップデータを日次で取得するための手順を定めている。(システムトラブル等によりデータリストアの必要性が生じて、1営業日前の情報に戻すことが可能である。) ②賦課決定後に修正が発生した場合の、手入力によるデータ更新手順を定めている。 ※別添1-2①・②・⑥・⑩の項目に該当		十分である	・データを最新のものにするためのルールや手順を定め、それに従い運用している。 以上のことから、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの対策は「十分である」と評価する。		
				システム	①区民情報系基盤システムを介して住民記録システムと連携しており情報に異動があった場合は、随時更新処理を行っている。 ②保存年限に到達したものから、廃棄の可否を判断し、課税資料を廃棄(ディスクから削除)する。					
- リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク										
58	消去手順	特定個人情報の消去手順を整備すること	【手順の内容】	システム以外	①保存年限を過ぎた税情報のデータについては、個別ファイルごとに適時システムから削除を行っている。 ②保存文書については、保存年限が経過したときは、速やかに廃棄する。破棄の方法については、溶解、焼却その他適切な方法により行うことと定めている。 ※別添1-2①・②・⑥・⑩の項目に該当		定めている	十分である	・電子また紙データを問わず、特定個人情報の消去手順の措置が大田区の規定等が体系的に整理され、実践されている。 以上のことから、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの対策は「十分である」と評価する。	
				システム	①保存年限に到達したものから、廃棄の可否を判断し、課税資料を廃棄(ディスクから削除)する。					
59	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	-					
- 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク										
60	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-	ハードウェアの故障・更改時は、適切な方法により廃棄を実施する。委託により廃棄を行う場合は、廃棄証明書により実施の確認を行う。					

【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	収納管理台帳ファイル	システム名称	税務システム		
項番	評価基準		措置			評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策								
-	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
-	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク							
1	対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	対象者以外の特定個人情報の入手を防止するための措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 【事前の手続】 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定めている。 【窓口】 ①大田区に住所を有する者の情報については、住民基本台帳事務で示されている通り、各届出受領の際に必ず本人あるいは代理人の本人確認(身分証明書の提示・委任状の提出)が実施されており、不適切な方法での収集は行われていない。また、税証明の交付申請などの際も同様の身分確認を行っている。 ②窓口で対応する場合は、本人等に対して口頭で利用目的を説明している。 ③窓口における収集の際、所定の様式以外で収集を行えないルールを定めている。			十分である	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の収集について具体的に法令等が定められており、それに従い運用している。</li> <li>安全管理措置のガイドラインを遵守している。</li> <li>システム面の対策としては組織ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう業務アプリケーションで制御を行っている</li> <li>すべての操作においてIDごとに操作ログを記録している。</li> <li>課税資料の様式については、届出者・申請者等が記載する箇所を事務処理に必要な項目に限定するよう、様式を定めている。</li> </ul> 以上のことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
			システム	①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 ③宛名コードをキーとした情報連携により、別人の情報が連携されることのないよう設計を行っている。				
2	必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	特定個人情報のうち、必要な情報以外を入手することを防止するための措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定めている。				
3	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-				

【全項目評価書版】									
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	収納管理台帳ファイル	システム名称	税務システム			
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由	
-	リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク								
4	リスクに対する措置の内容	不適切な方法で特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①大田区に住所を有する者の情報については、住民基本台帳事務で示されている通り、各届出受領の際に必ず本人あるいは代理人の本人確認(身分証明書の提示・委任状の提出)が実施されており、不適切な方法での収集は行われていない。また、税証明の交付申請などの際も同様の身分確認を行っている。 ②窓口で対応する場合は、本人等に対して口頭で利用目的を説明している。 ③窓口における収集の際、所定の様式以外で収集を行えないルールを定めている。 ④窓口および区民情報系基盤からの特定個人情報入手の手順等についてはセキュリティ研修を通じて全職員に適切な対応方法を周知徹底している。			十分である	・窓口における対面での申請書等受領の際には、個人番号カード等の提示を求め、本人確認を行う。代理人による申請の際は、委任状のほかに代理人の個人番号カード又は通知カードの提示を求め、本人確認を行うこととしている。  ・システム面の対策としては組織ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないように業務アプリケーションで制御している。  ・すべての操作においてIDごとに操作ログを記録していること。  以上のことから、不適切な方法で入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。	
			システム	①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ②予め許可された業務・システムに限定した収集方法とすることで、対象外の業務・システムからの入手が行われないようにしている。					
-	リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク								
5	入手の際の本人確認の措置の内容	特定個人情報を入手する際の本人確認措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①窓口においては、本人確認のため、顔写真入り身分証明書(免許証、パスポート等)、または、複数の官公庁発行の資格証等の提示を求め、確認する。 ②代理人による申請の際は、委任状のほかに、代理人の顔写真入り身分証明書(免許証、パスポート等)、または、複数の官公庁発行の資格証等の提示を求め、確認する。 ③個人番号による本人確認の場合、別記(個人番号の真正性確認の措置)により行う。 ④上記個人番号による真正性の確認に際しては、大田区告示等の基準に従い実施する。			十分である	・窓口における対面での申請書等受領の際には、個人番号カード等の提示を求め、本人確認を行う。代理人による申請の際は、委任状のほかに代理人の個人番号カード又は通知カードの提示を求め、本人確認を行うこととしている。	
6	個人番号の真正性確認の措置の内容	入手した個人番号が本人の個人番号で間違いがないことを確認する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口で個人番号カードと顔写真入り身分証明書(免許証、パスポート等)、または、複数の官公庁発行の資格証及び個人番号確認書類等の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。 ②代理人による申請の際は、委任状のほかに、個人番号または通知カードなど本人確認書類の提示を求め個人番号の真正性を確認する。					
7	特定個人情報の正確性確保の措置の内容	特定個人情報の正確性確保の措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①収納関係書類等は不正に改ざんされないよう、施錠できる書庫に保管し、許可された職員のみ情報を扱う。 ②個人番号以外のその他識別番号(内部番号)、4情報(氏名・住所・生年月日・性別)により複合的チェックを行う。			十分である		
			システム	①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報の正確性確保ができない作業の抑止を図っている。 ②個人番号以外のその他識別番号(内部番号)、4情報により複合的チェックを行う。					
8	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-					

【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	収納管理台帳ファイル		システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置			評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由
-	リスク4: 囚手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク							
9	リスクに対する措置の内容	入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①収納関係書類等は不正に改ざんされないよう、施錠できる書庫に保管し、許可された職員のみ情報を扱う。 ②業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体(外部記録媒体含む)及び入出力帳票並びに文書等は放置せず、閉庁時には施錠できる場所で保管している。 ③事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断する。 ④地方税の事務に従事している者又は従事していたものは、これらの業務に関して知り得た秘密を漏えい等した場合には、厳罰とされている。			十分である	・地方税の事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密の漏えい等をした場合には、厳罰とされており漏えいを抑止している。
			システム	①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。				
-	特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク							
10	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-				

【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	収納管理台帳ファイル	システム名称	税務システム		
項番	評価基準		措置			評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由
-	3. 特定個人情報の使用							
-	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク							
11	宛名システム等における措置の内容	宛名システム等における、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定めている。 ②システム改修・データ連携を開始する前に、情報セキュリティ部会の承認及び個人情報保護審議会へ報告している。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。 ③毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。			十分である	・目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けを防止するための法令等や基準が規定されていること、システムの設計上、必要な情報以外を参照できないよう制限している。  以上のことから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクは「十分である」と評価する。
			システム ①事務に必要な情報項目(情報セキュリティ部会の承認及び個人情報保護審議会への報告を行った項目)のみでデータレイアウトを構成し、区民情報系基盤システムデータのうち、税務システムではデータレイアウトで定められたもののみ受信可能な設計としている。					
12	事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	事務で使用するその他のシステムにおける、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定めている。 ②システム改修・データ連携を開始する前に、情報セキュリティ部会の承認及び個人情報保護審議会へ報告している。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。 ③業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを定めている。 ④毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。				
			システム ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。					
13	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-				

【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	収納管理台帳ファイル	システム名称	税務システム		
項番	評価基準		措置			評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由
-	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク							
14	ユーザ認証の管理	ユーザ認証の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	<p>システム以外</p> <p>【事前の手続等】</p> <p>①</p> <p>&lt;顔認証&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの利用には顔認証のための生体情報の登録を事前に行っている。</li> <li>・離席時や業務上必要のないときは、パソコンの画面ロックまたはログオフをしなければならないルールを定め、無操作で一定時間経過後は自動で画面ロックする仕組みとなっている。</li> </ul> <p>&lt;ID&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己が利用しているIDは、他人に利用させてはならない、また他人のIDを利用してはならないルールを定めている。</li> </ul> <p>&lt;パスワード&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パスワードは強度の高いものとし、定期的に変更するルールを定めている。</li> <li>・職員等間でパスワードを共有してはならないルールを定めている。</li> </ul>				
				<p>システム</p> <p>②限られた端末でのみ利用可能とし、生体情報(顔情報)及びパスワードによる認証を行い、利用できる職員・委託従事者を限定している。</p>				
15	アクセス権限の発効・失効の管理	アクセス権限の発効・失効の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	<p>システム以外</p> <p>①職員の異動に伴うアクセス権限管理については、人事課から提供される情報を基に、情報政策課にて同課が管理する認証基盤に設定する。</p> <p>②非常勤職員、委託職員の権限は、業務主管課の申請によりシステム管理者が審査・承認し、交付している。そのアクセス権限は、委託業務の内容により制限されている。</p>				
				<p>システム</p> <p>③管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみ利用設定(職員ID及び職員IDと紐づけられた生体情報と暗証番号による認証)を行い、利用できる操作者を限定している。</p>				
16	アクセス権限の管理	アクセス権限の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	<p>システム以外</p> <p>①職員の異動に伴うアクセス権限管理については、人事課から提供される情報を基に、情報政策課にて同課が管理する認証基盤に設定する。</p> <p>②非常勤職員、委託職員の権限は、業務主管課の申請によりシステム管理者が審査・承認し、交付している。そのアクセス権限は、委託業務の内容により制限されている。</p>				
				<p>システム以外</p> <p>③管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみ利用設定(職員ID及び職員IDと紐づけられた生体情報と暗証番号による認証)を行い、利用できる操作者を限定している。</p>				
				<p>システム以外</p> <p>①申請書等は、收受処理後、種類、收受日ごとに整理し、鍵のかかる書庫に保管している。</p> <p>②外部記録媒体は金庫に保管し、使用の際は、使用者、情報の内容、使用端末の種類使用簿に記入し、使用後はデータの消去を行ったうえ管理者の確認を受ける。</p>				

十分である

職員・非常勤・委託職員を問わず、権限の無い者による不正利用防止策を認証のための手順、IDの管理、パスワードの管理を厳格に行っている。

以上のことから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と評価する。

【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	収納管理台帳ファイル		システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価	
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由
17	特定個人情報の使用の記録	特定個人情報の使用の記録を実施すること	【具体的な方法】	システム	③個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。 ④許可済みの外部記録媒体へのみ書き出しが認められ、書き出しを行ったファイルは情報資産システムにより記録されている。			
18	その他措置の内容	-	【措置の内容】	-				
-	<b>リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク</b>							
19	リスクに対する措置の内容	従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	(全般)システム利用職員への研修において、下記のシステム対策や他自治体での事例等を紹介し、事務外利用の禁止等について周知・徹底する。 ①法令等において事務の目的以外で利用してはならないことを定めている。 ②情報セキュリティルールにおいて、事務外での利用禁止を次のように定めている。 ・対象情報システムは、収納業務以外の目的には使用しない。 ・対象情報システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的外のコピーを禁止する。 ・職員以外の委託先には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を契約書に添付し遵守させる。 ・アルバイトや派遣職員を雇用する際は、業務上知りえた情報の業務外利用の禁止事項を説明し、禁止事項に関する条項を含めた誓約書(臨時職員にあたっての確認書)を署名・捺印してもらっている。		十分である	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ研修を実施し、職員に対する教育を行っている。</li> <li>・すべての操作においてIDごとに操作ログを記録している。</li> </ul> 以上のことから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	③個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。			
-	<b>リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</b>							
20	リスクに対する措置の内容	特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的外のコピーを禁止するルールを定めている。 ②外部記録媒体は金庫に保管し、使用の際は、使用者、情報の内容、使用端末の種類を使用簿に記入し、使用後はデータの消去を行ったうえ管理者の確認を受けるルールを定めている。		十分である	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的外にコピーすること、記録するための外部記憶媒体についてルールを定めて運用している。</li> <li>・すべての操作においてIDごとに操作ログを記録している。</li> </ul> 以上のことから、従業者が事務外で使用するリスク対策は「十分である」と評価する。
				システム	③個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。			
-	<b>特定個人情報の使用におけるその他のリスク</b>							
21	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	システム				



【全項目評価書版】									
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	収納管理台帳ファイル	システム名称	税務システム			
項番	評価基準		措置			評価			
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容(評価書に記載すべき内容)	備考(補足確認内容)	確認結果(評価書に記載されている選択肢)	評価結果(評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由	
-	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託								
-	委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク委託契約終了後の不正な使用等のリスク再委託に関するリスク								
22	情報保護管理体制の確認	委託先における情報保護管理体制の確認を行うこと	【確認方法】	システム以外	①個人情報の取扱いに関与する委託先にはプライバシーマークの取得、ISMS認証取得の要件を満たすか確認している。 ②外部委託先において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認することを契約で定めている。 ③システム運用・保守の外部委託先(IDC受託事業者)に、情報セキュリティ対策に関する管理状況を定期的に報告させることを契約で定めている。				
23	特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	委託先における特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限を行うこと	【具体的な制限方法】	システム以外	①委託契約書において、要員名簿の提出と変更時における報告・更新を義務付けている。また、作業者については、生体情報の登録の同意書の提出を義務付けている。		制限している		
				システム	②委託作業内容ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。				
24	特定個人情報ファイルの取扱いの記録	委託先における特定個人情報ファイルの取扱いの記録を行うこと	【具体的な方法】	システム以外	①委託事業者が派遣する作業員全員に生体情報の登録を義務付けている。		記録を残している		
				システム	①個人(ID)と生体情報の組み合わせにより作業者を特定し、操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理している。				
25	特定個人情報ファイルの提供ルール(委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法)	特定個人情報ファイルの提供ルールを設けること(委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法)	【確認方法】	システム以外	①委託先から第三者へ個人情報を提供することは禁止している。 ②定期的に個人情報及び機密情報の管理状況、履行状況について報告を受けている。		十分である	・委託契約書によって個人情報の不正な取扱いを防止するための措置として、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関するルール化が行われている。 ・すべての操作においてIDごとに操作ログを記録している。  以上のことから、委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスクへの対策は「十分である」と評価する。	
26	特定個人情報ファイルの提供ルール(委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法)	特定個人情報ファイルの提供ルールを設けること(委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法)	【確認方法】	システム以外	①委託先へ特定個人情報ファイルの提供が発生の度、セキュリティ管理者の事前承認を得なければならないルールを定めている。 ②定期的に個人情報及び機密情報の管理状況、履行状況について報告を受けている。				定めている
27	特定個人情報の消去ルール内容及びルール遵守の確認方法	委託先における特定個人情報の消去ルール内容及びルール遵守の確認方法を定めること	【確認方法】	システム以外	①契約期間終了後、委託先は速やかに廃棄し、廃棄証明書を提出するルールを定めている。				定めている

【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	収納管理台帳ファイル	システム名称	税務システム		
項番	評価基準		措置			評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
28	委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	委託契約書において特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を定めること	【規定の内容】	システム以外	①個人情報の取扱いに関する委託契約時には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を添付し、「個人情報及び機密情報の保護」「受託業務以外の利用禁止」「複写及び複製の禁止」等のセキュリティ要件を明記した契約を締結している。 ②大田区で定めたセキュリティ要件を明記した契約を締結している。		定めている	
29	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保を実施すること	【具体的な方法】	システム以外	①委託先により再委託を実施する場合は、再委託の申請書をセキュリティ管理者(納税課長)に提出し、承認を得なければならないルールを定めている。 ②再委託先にも委託先と同等のセキュリティ要件を義務付けている。		十分に行っている	
30	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-				
-	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
31	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-				
-	5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)							
-	リスク1: 困った提供・移転が行われるリスク							
32	特定個人情報の提供・移転の記録	特定個人情報の提供・移転の記録を行うこと	【具体的な方法】	システム以外 システム				
33	特定個人情報の提供・移転に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法を定めること	【確認方法】	システム以外				
34	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-				
-	リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク							
35	リスクに対する措置の内容	不適切な方法で特定個人情報の提供・移転が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 システム				
-	リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転するリスク							
36	リスクに対する措置の内容	誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスクおよび誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 システム				
-	特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク							
37	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-				

【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	収納管理台帳ファイル	システム名称	税務システム		
項番	評価基準		措置			評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由
-	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続							
-	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク							
38	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、目的外の特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	<p>システム以外</p> <p>①職員等が、業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録することは禁止されている。 ②個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定めている。 ③申請書・届書等の様式について、申請者・届出者が記載する箇所を事務処理に必要な項目に限定するよう、様式を定めている。 ④窓口において、記載例を提示して必要な情報以外を記載しないよう対策している。</p> <p>システム</p> <p>①税務システムに個人住民税課税台帳に必要な情報以外は登録できないよう対策している。 ②庁内からの個人住民税課税台帳の入手にあたっては、庁内連携機能の制御機能にて、予め許可された業務・システムに限定された業務外の情報の入手が行われないようにしている。 ③情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報連携機能上で情報提供許可情報と照会内容の照会許可情報との照会が必要な仕組みになっている。 これにより番号法で定められた情報連携以外の照会は拒否されるため、目的外の特定個人情報の入手を制御している。 ④個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 ⑤どのユーザ又は既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可照会リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は、職員認証・権限管理機能を用いて設定可能としている。</p>			十分である	<p>・提供(番号法19条(情報ネットワークシステム))・移転(番号法9(庁内連携)条2項)に関しては定めがあるとおりルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。</p> <p>以上のことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。</p>
-	リスク2: 盗金が保たれない方法によって入手が行われるリスク							
39	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、安全が保たれない方法によって特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	<p>システム以外</p> <p>①適切な認証を受けたもの以外からのアクセスが生じないようにユーザ認証情報の管理について、以下のルールを設けている。 &lt;ID&gt; ・自己が利用しているIDは、他人に利用させてはならない。また他人のIDを利用してはならないルールを定めている。 &lt;パスワード&gt; ・パスワードは強度の高いものとし、定期的に変更するルールを定めている。 ・職員等間でパスワードを共有してはならないルールを定めている。</p> <p>システム</p> <p>①情報連携機能においては、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。ネットワークはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離し暗号化を行っている。 ②サーバー、運用端末及び管理端末は、専用の安全な区画に設置し、接続できる端末は必要最小限に制御され、セキュリティを十分に担保したうえで、専用環境に設置する。 ③パーソナルファイアウォール及びウイルス検出ソフトウェア、ファイアウォール、IDS(侵入検知システム)、WAF(Webアプリケーションファイアウォール)、サンドボックスの導入により、不正アクセス及びマルウェアを検知する。 ④正常・異常に関わらず、ログの取得・保管を行う。 ・情報提供等記録/アクセス記録、アクセスログ、DBログなど</p>			十分である	<p>・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。</p> <p>以上のことから、安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。</p>

【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	収納管理台帳ファイル		システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置			評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容(評価書に記載すべき内容)	備考(補足確認内容)	確認結果(評価書に記載されている選択肢)	評価結果(評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由
- リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク								
40	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、入手した特定個人情報 that 不正確であるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①受付時に、届出書に誤りが無いか、届出者に確認している。 ②申請書・届書等の帳票類については、定められた鍵のかかる書庫に一定期間保管する。			十分である	・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。  以上のことから、入手した特定個人情報 that 不正確であるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
			システム ①入力については操作記録(ログ)を取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。 ②操作記録(ログ)を必要に応じて、収納情報等の入力・訂正・削除を行った対象者一覧を作成し入力内容の再確認に利用している。 ③情報連携機能では、番号法別表第二に規定される情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目等が定められている情報のみ入手している。 ④提供先においても、仮に誤った情報を提供した場合を想定した措置が担保されている。 ⑤特に、中間サーバーでは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。					
- リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク								
41	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体及び入出力帳票並びに文書等は放置せず、閉庁時には施錠できる場所で保管している。 ②事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断している。 ③窓口にて記載された申請書・届書等は、入力・訂正・削除を行った際に作成される帳票とともに所定の書庫に大田区の規定に従って施錠・保管している。 ④情報を作成する者は、作成途上の情報についても、紛失や流出等の防止を義務付ける。また、情報の作成途上で不要になった情報は消去する。 ⑤情報資産を利用する者は、業務で使用するデータを記録した外部記録媒体、入出力帳票及び文書等を机上に放置しない等、常時に適切な取扱いを義務付ける。			十分である	・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。  以上のことから、入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスクへの対策は「十分である」と評価する。
			システム ①操作端末の画面は来庁者から見えない位置に配置している。 ②アクセスできる端末をシステム設定により限定している。 ③特定の職員と委託従事者のみ操作可能としている。 ④個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。 ⑤税務システムのネットワークは、外部インターネット環境とは隔離された環境にある。 ⑥回線は、特定個人情報を送信する際に暗号化を行い、取得したログについては適切な頻度で不正検知の目的で確認を行っている。 ⑦職員認証・権限管理機能によりアクセス権限を管理している。ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。					

【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	収納管理台帳ファイル	システム名称	税務システム		
項番	評価基準		措置			評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由
-	リスク5: 不正な提供が行われるリスク							
42	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①情報セキュリティ部会の承認及び個人情報保護審議会へ報告を行った項目のみシステム改修・データ連携を開始している。  システム ①他業務への提供・移転はシステム連携機能を介してのみ実施される。所要の手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、連携仕様が変更される際は本稼動前に動作検証を必須としている。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 ③どのユーザまたは既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可照合リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は、職員認証・権限管理機能を用いて設定可能とする。 ④特に、中間サーバーにおいては、情報提供ネットワークシステムから配信される情報(照合許可照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報)に基づき不正な特定個人情報の提供が行われることを制御している。			十分である	・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。  以上のことから、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
-	リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク							
43	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、不適切な方法で特定個人情報が提供されるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①情報セキュリティ部会の承認及び個人情報保護審議会へ報告を行った項目のみシステム改修・データ連携を開始している。  システム ①他業務への提供・移転はシステム連携機能を介してのみ実施される。手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、本稼動前に動作検証を実施する。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 ③どのユーザまたは既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可照合リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は職員認証・権限管理機能を用いて設定可能とする。 ④情報提供ネットワークシステムから配信される情報(照合許可照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報)に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。 情報提供の際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可情報とともに情報照会者までの経路情報を受領し提供する情報を生成する。			十分である	・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。  以上のことから、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。

【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	収納管理台帳ファイル	システム名称	税務システム		
項番	評価基準		措置			評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由
-	リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク							
44	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、誤った特定個人情報を提供してしまうリスク、誤った相手に特定個人情報を提供してしまうリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①情報セキュリティ部会の承認及び個人情報保護審議会へ報告を行った項目のみシステム改修・データ連携を開始している。 ②税務システムにおいて賦課決定または更正を行った場合、必ず複数人で入力・訂正・削除の内容を確認していることで誤った特定個人情報を提供・移転してしまうことを防いでいる。 ③万が一内容に誤りがあった場合は、職権により収納情報を作成・修正することで対応している。			十分である	・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクへの対策は「十分である」と評価する。
-	特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク							
45	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-				

【全項目評価書版】								
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	収納管理台帳ファイル	システム名称	税務システム		
項番	評価基準		措置			評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
-	7. 特定個人情報の保管・消去							
-	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク							
46	①NISC政府機関統一基準群	N/A				政府機関ではない		
47	②安全管理体制	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理体制を構築すること	【整備状況】	システム以外	①課税課及び納税課それぞれにセキュリティ管理者を置き、セキュリティ管理者は保有又は使用する特定個人情報をはじめとする個人情報に対する管理責任を負うルールを定めている。 ②税務システムのシステム管理者を置き、システム管理者は税務システムにおける情報セキュリティ等に関する権限及び責任を有するルールを定めている。		十分に整備している	十分である  ・個人情報の漏えい、滅失、毀損を防止するための措置が大田区のセキュリティ基準等が体系的に整理され、実践されている。  以上のことから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と評価する。
48	③安全管理規程	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理規程を整備すること	【整備状況】	システム以外	①大田区のセキュリティ対策において、次の事項を規定している。 ・情報セキュリティ管理体制 ・情報資産の分類及び管理 ・人的な情報セキュリティ対策 ・物理的な情報セキュリティ対策 ・技術的な情報セキュリティ対策 ・運用における情報セキュリティ対策 ・評価・見直し		十分に整備している	
49	④安全管理体制・規程の職員への周知	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理体制・規程を職員へ周知すること	【周知状況】	システム以外	①職員全員がアクセス可能なグループウェアに掲示し周知している。 ②年1回の新人研修や、情報セキュリティのセルフチェックなどにおいて周知する。		十分に周知している	
50	⑤物理的対策	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する物理的対策を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外	①外部記憶媒体について、次のルール等を設けており安全管理措置を講じている。 ・私物等の使用禁止 ・持ち帰り禁止 ・鍵のついた書庫等での保管 ・使用管理簿による管理 ※特定個人情報を取り扱う機器のネットワークを分離し、外部記憶媒体の利用を大幅に制限している。 ②滞納整理関係書類等の帳票類 ・電子データ ・職員証の管理について、放置の禁止や施錠保管等の安全管理措置を講じている。 ③端末等は、以下の物理的対策を講じている。 ・ワイヤロックによる固定・管理区域への入退室管理など物理的対策を講じている。		十分に行っている	
51	⑥技術的対策	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する技術的対策を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外	①不正プログラム対策関係のソフトウェアの設定を別に定め、正しく設定されていることを定期的に、又は必要に応じて確認するルールを定めている。		十分に行っている	
				システム	①端末にウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定義ファイルの更新及びウイルスチェックを定期的及び適切な時期に行っている。			
52	⑦バックアップ	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対するバックアップを実施すること	【措置の内容】	システム以外	①システムにおいて、定期バックアップを取得するルールを定めている。		十分に行っている	
				システム	②システム管理者は、指定機器には、冗長化構成や定期的(日次)なバックアップを行っている。			

【全項目評価書版】								
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	収納管理台帳ファイル		システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置			評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
53	⑧事故発生時手順の策定・周知	特定個人情報に関する事故発生時の対応手順を策定し、職員に周知すること	【措置の内容】	システム以外	①セキュリティ事故及びシステム障害を発見した場合の手順について、以下のように規定している。 連絡報告ルート 第一次発見者→納税課セキュリティ担当及び納税課セキュリティ担当係長→納税課長→区民部長・情報セキュリティ対策担当課長及び情報政策課長 報告内容 発生日時・発見日時・発見者・事故障害のあった対象・事故障害の概要・実施済みの応急処置・業務への影響の有無 影響範囲・原因等		十分に行っている	
54	⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか確認すること	【重大事故の内容】	システム以外				
			【再発防止策の内容】	システム以外				
55	⑩死者の個人番号	死者の個人番号の保管有無および保管がある場合は、保管方法を確認すること	【具体的な管理方法】	システム以外	生存者と死者と区別することなく、同じセキュリティ対策で管理している。			
				システム	生存者と死者と区別することなく、同じセキュリティ対策で管理している。			
56	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-				
-	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク							
57	リスクに対する措置の内容	特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外	①システム保守担当者がバックアップデータを日次で取得するための手順を定めている。(システムトラブル等によりデータリストアの必要性が生じても、1営業日前の情報に戻すことが可能である。) ②賦課決定後に修正が発生した場合、手入力によるデータ更新手順を定めている。			
				システム	①区民情報系基盤システムを介して住民記録システムと連携しており情報に異動があった場合は、随時更新処理を行っている。 ②保存年限に到達したものから、廃棄の可否を判断し、課税資料を廃棄(ディスクから削除)する。			
							十分である	・システム・人為ともに最新の情報に更新する。  以上のことから、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの対策は「十分である」と評価する。



【全項目評価書版】								
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	収納管理台帳ファイル		システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
-	リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク							
58	消去手順	特定個人情報の消去手順を整備すること	【手順の内容】	システム以外 ①保存年限を過ぎた税情報のデータについては、個別ファイルごとに適時システムから削除を行っている。 ②保存文書については、保存年限が経過したときは、速やかに廃棄する。破棄の方法については、溶解、焼却その他適切な方法により行うことと定めている。			十分である	・電子また紙データを問わず、特定個人情報の消去手順の措置について大田区の規定等が体系的に整理され、実践されている。  以上のことから、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの対策は「十分である」と評価する。
59	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-				
-	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク							
60	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-	ハードウェアの故障・更改時は、適切な方法により廃棄を実施する。委託により廃棄を行う場合は、廃棄証明書により実施の確認を行う。			

【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	滞納管理台帳ファイル	システム名称	滞納管理システム		
項番	評価基準		措置				評価	
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由
<b>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</b>								
-	<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>							
-	<b>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</b>							
1	対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	対象者以外の特定個人情報の入手を防止するための措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 【事前の手続き等】 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定めている。 【窓口等】 ①窓口においては、本人確認のため、顔写真入り身分証明書(免許証、パスポート等)、または、複数の官公庁発行の資格証等の提示を求め、確認する。 ②代理人による申請の際は、委任状のほかに、代理人の顔写真入り身分証明書(免許証、パスポート等)、または、複数の官公庁発行の資格証等の提示を求め、確認する。 ③個人番号による本人確認の場合、別記(個人番号の真正性確認の措置)により行う。 ④上記個人番号による真正性の確認に際しては、大田区告示等の基準に従い実施する。			十分である	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の収集について具体的に法令等で定められており、それに従い運用している。</li> <li>システム面の対策としては組織ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう業務アプリケーションで制御を行っている</li> <li>すべての操作においてIDごとに操作ログを記録している。</li> </ul> 以上のことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
			システム	①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。				
2	必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	特定個人情報のうち、必要な情報以外を入手することを防止するための措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定めている。				
			システム	①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 ③収納支援システムのデータは、税務システムから入手している情報で作成され、必要最小限の項目に限定しており、連携ファイルレイアウトにない項目は連携されない。				
3	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-				
-	<b>リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク</b>							
4	リスクに対する措置の内容	不適切な方法で特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①窓口においては、本人確認のため、顔写真入り身分証明書(免許証、パスポート等)、または、複数の官公庁発行の資格証等の提示を求め、確認する。 ②代理人による申請の際は、委任状のほかに、代理人の顔写真入り身分証明書(免許証、パスポート等)、または、複数の官公庁発行の資格証等の提示を求め、確認する。 ③個人番号による本人確認の場合、別記(個人番号の真正性確認の措置)により行う。 ④上記個人番号による真正性の確認に際しては、大田区告示等の基準に従い実施する。 ⑤窓口および区民情報系基盤からの特定個人情報入手の手順等についてはセキュリティ研修を通じて全職員に適切な対応方法を周知徹底している。			十分である	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口での対応では、個人番号カード等の提示を求め、本人確認を行う。</li> <li>個人番号カード提示以外の確認については、平成27年10月1日までに要綱等の整備を予定である。</li> <li>システム面の対策としては組織ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう業務アプリケーションで制御している。</li> <li>すべての操作においてIDごとに操作ログを記録していること。</li> </ul> 以上のことから、不適切な方法で入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
			システム	①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ②収納支援システムから他のシステムへ直接アクセスすることができない。				

【全項目評価書版】									
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	滞納管理台帳ファイル		システム名称	滞納管理システム		
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由	
<b>リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク</b>									
5	入手の際の本人確認の措置の内容	特定個人情報を入手する際の本人確認措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①窓口においては、本人確認のため、顔写真入り身分証明書(免許証、パスポート等)、または、複数の官公庁発行の資格証等の提示を求め、確認する。 ②代理人による申請の際は、委任状のほかに、代理人の顔写真入り身分証明書(免許証、パスポート等)、または、複数の官公庁発行の資格証等の提示を求め、確認する。 ③個人番号による本人確認の場合、別記(個人番号の真正性確認の措置)により行う。 ④上記個人番号による真正性の確認に際しては、大田区告示等の基準に従い実施する。		十分である	・窓口における対面での申請書等受領の際には、個人番号カード等の提示を求め、本人確認を行う。代理人による申請の際は、委任状のほかに代理人の個人番号カード又は通知カードの提示を求め、本人確認を行うこととしている。 ・特定個人情報の安全管理措置を遵守している。 ・すべての操作においてIDごとに操作ログを記録している。 ・滞納整理関係書類については改ざんされないことがないよう、施錠のできる書庫に保管している。 以上のことから、入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクへの対策は「十分である」と評価する。	
6	個人番号の真正性確認の措置の内容	入手した個人番号が本人の個人番号で間違いがないことを確認する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口で個人番号カードと顔写真入り身分証明書(免許証、パスポート等)、官公庁発行の資格証及び個人番号確認書類等の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。 ②代理人による申請の際は、委任状のほかに、個人番号または通知カードなど本人確認書類の提示を求め個人番号の真正性を確認する。				
			【措置の内容】	システム	①税務システムから連携される個人番号は、担当部署にて真正性が確認された番号のみが税務システムへデータ連携されたものである。 ②個人番号とその他識別番号(内部番号)を利用し、複合的チェックを行う。				
7	特定個人情報の正確性確保の措置の内容	特定個人情報の正確性確保の措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①滞納整理関係書類等は不正に改ざんされないよう、施錠できる書庫に保管し、許可された職員のみ情報を扱う。		十分である		
			【措置の内容】	システム	①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 ②個人番号とその他識別番号(内部番号)を利用し、複合的チェックを行う。				
8	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-					
<b>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</b>									
9	リスクに対する措置の内容	入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①滞納整理関係書類等は不正に改ざんされないよう、施錠できる書庫に保管し、許可された職員のみ情報を扱う。 ②業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体(外部記録媒体含む)及び入出力帳票並びに文書等は放置せず、閉庁時には施錠できる場所で保管している。 ③事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断する。 ④地方税の事務に従事している者又は従事していたものは、これらの業務に関して知り得た秘密を漏えい等した場合には、厳罰とされている。		十分である	地方税の事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密の漏えい等をした場合には、厳罰化され、漏えいを抑止している。 ・すべての操作においてIDごとに操作ログを記録している。 以上のことから、入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの対策は「十分である」と評価する。	
			【措置の内容】	システム	①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 ②収納支援システムから他のシステムへ直接アクセスすることができない。				
<b>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク</b>									
10	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-					

【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	滞納管理台帳ファイル		システム名称	滞納管理システム	
項番	評価基準		措置				評価	
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由
-	3. 特定個人情報の使用							
-	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク							
11	宛名システム等における措置の内容	宛名システム等における、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 システム				
12	事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	事務で使用するその他のシステムにおける、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 システム	①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定めている。 ②業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを定めている。 ③システム改修・データ連携する項目は情報セキュリティ部会の承認及び個人情報保護審議会へ報告を行っている。なお、報告するデータ項目は事務に必要な項目のみである。 ④毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。			十分である  ・目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けを防止するための法令等や基準が規定されていること、システムの設計上、必要な情報以外を参照できないよう制限している。  以上のことから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクは「十分である」と評価する。
13	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-				

【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	滞納管理台帳ファイル		システム名称	滞納管理システム	
項番	評価基準		措置				評価	
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク								
14	ユーザ認証の管理	ユーザ認証の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	<p>【事前の手続等】</p> <p>① &lt;顔認証&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの利用には顔認証のための生体情報の登録を事前に行っている。</li> <li>・離席時や業務上必要のないときは、パソコンの画面ロックまたはログオフをしなければならないルールを定め、無操作で一定時間経過後は自動で画面ロックする仕組みとなっている。</li> </ul> <p>&lt;ID&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己が利用しているIDは、他人に利用させてはならない、また他人のIDを利用してはならないルールを定めている。</li> </ul> <p>&lt;パスワード&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パスワードは強度の高いものとし、定期的に変更するルールを定めている。</li> <li>・職員等間でパスワードを共有してはならないルールを定めている。</li> </ul>				
				システム	①限られた端末でのみ利用可能とし、生体情報(顔情報)及びパスワードによる認証を行い、利用できる職員・委託従事者を限定している。			
15	アクセス権限の発効・失効の管理	アクセス権限の発効・失効の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	<p>①納税課は設定されたアクセス権限が適切であるかアクセス権限一覧表等を用いて人事異動のタイミング等で確認する。</p> <p>アクセス権限の管理について、次のルールを定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに利用停止にしなければならない。</li> <li>・利用されていないIDが放置されないよう、定期的に点検しなければならない。</li> </ul>				
				システム	①管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみを利用設定を行い、利用できる操作者を限定している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。			
16	アクセス権限の管理	アクセス権限の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	<p>①納税課は設定されたアクセス権限が適切であるかアクセス権限一覧表等を用いて人事異動のタイミング等で確認する。</p> <p>アクセス権限の管理について、次のルールを定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに利用停止にしなければならない。</li> <li>・利用されていないIDが放置されないよう、定期的に点検しなければならない。</li> </ul>				
				システム	①管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみを利用設定を行い、利用できる操作者を限定している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。			
							十分である	<p>職員・非常勤・委託職員を問わず、権限の無い者による不正利用防止策を認証のための手順、IDの管理、パスワードの管理を厳格に行っている。</p> <p>以上のことから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と評価する。</p>

【全項目評価書版】								
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	滞納管理台帳ファイル		システム名称	滞納管理システム	
項番	評価基準		措置				評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
17	特定個人情報の使用の記録	特定個人情報の使用の記録を実施すること	【具体的な方法】	システム以外 ①収納支援システムから発行された照会文書は、自動的に記録されている。また、照会後の書類等は不正に改ざんされないよう、施錠できる書庫に保管し、許可された職員のみ情報を扱う。 ②外部記録媒体は金庫に保管し、使用の際は、使用者、情報の内容、使用端末の種類使用簿に記入し、使用後はデータの消去を行ったうえ管理者の確認を受ける。				
				システム ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。 ②許可済みの外部記録媒体へのみ書き出しが認められ、書き出しを行ったファイルは情報資産システムにより記録されている。				
18	その他措置の内容	-	【措置の内容】	-				
-	<b>リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク</b>							
19	リスクに対する措置の内容	従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 (全般)システム利用職員への研修において、下記のシステム対策や他自治体での事例等を紹介し、事務外利用の禁止等について周知・徹底する。 ①法令等において事務の目的以外で利用してはならないことを定めている。 ②情報セキュリティルールにおいて、事務外での利用禁止を次のように定めている。 ・対象情報システムは、収納業務以外の目的には使用しない。 ・対象情報システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的のコピーを禁止する。 ・職員以外の委託先には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を契約書に添付し遵守させる。 ・アルバイトや派遣職員を雇用する際は、業務上知りえた情報の業務外利用の禁止事項を説明し、禁止事項に関する条項を含めた誓約書(臨時職員にあたっての確認書)を署名・捺印してもらっている。			十分である	・セキュリティ研修を実施し、職員に対する教育を行っている。 ・すべての操作においてIDごとに操作ログを記録している。 以上のことから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。				
-	<b>リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</b>							
20	リスクに対する措置の内容	特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 ①システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的以外のコピーを禁止するルールを定めている。 ②外部記録媒体は金庫に保管し、使用の際は、使用者、情報の内容、使用端末の種類使用簿に記入し、使用後はデータの消去を行ったうえ管理者の確認を受けるルールを定めている。			十分である	・個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的にコピーすること、記録するための外部記憶媒体についてルールを定めて運用している。 ・すべての操作においてIDごとに操作ログを記録している。 以上のことから、従業者が事務外で使用するリスク対策は「十分である」と評価する。
				システム ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。 ②許可済みの外部記録媒体へのみ書き出しが認められ、書き出しを行ったファイルは情報資産システムにより記録されている。				
-	<b>特定個人情報の使用におけるその他のリスク</b>							
21	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	システム				

【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	滞納管理台帳ファイル	システム名称	滞納管理システム	評価	
項番	評価基準		措置				評価	
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由
-	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託							
-	委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク委託契約終了後の不正な使用等のリスク再委託に関するリスク							
22	情報保護管理体制の確認	委託先における情報保護管理体制の確認を行うこと	【確認方法】	システム以外	①個人情報の取扱いに関与する委託先にはプライバシーマークの取得、ISMS認証取得の要件を満たすか確認している。 ②外部委託先において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認することを契約で定めている。 ③システム運用・保守の外部委託先(IDC受託事業者)に、情報セキュリティ対策に関する管理状況を定期的に報告させることを契約で定めている。			十分である
23	特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	委託先における特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限を行うこと	【具体的な制限方法】	システム以外	①委託契約書において、要員名簿の提出と変更時における報告・更新を義務付けている。		制限している	
24	特定個人情報ファイルの取扱いの記録	委託先における特定個人情報ファイルの取扱いの記録を行うこと	【具体的な方法】	システム以外	①委託事業者が派遣する作業員全員に生体情報の登録を義務付けている。		記録を残している	
				システム	①個人(ID)と生体情報の組み合わせにより作業者を特定し、操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理している。			
25	特定個人情報ファイルの提供ルール(委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	特定個人情報ファイルの提供ルールを設けること(委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	【確認方法】	システム以外	①委託先から第三者へ個人情報を提供することは禁止している。 ②定期的に個人情報及び機密情報の管理状況、履行状況について報告を受けている。			
26	特定個人情報ファイルの提供ルール(委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	特定個人情報ファイルの提供ルールを設けること(委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)を設けること	【確認方法】	システム以外	①委託先へ特定個人情報ファイルの提供が発生の度、セキュリティ管理者の事前承認を得なければならないルールを定めている。 ②定期的に個人情報及び機密情報の管理状況、履行状況について報告を受けている。		定めている	
27	特定個人情報の消去ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先における特定個人情報の消去ルールの内容及びルール遵守の確認方法を定めること	【確認方法】	システム以外	①契約期間終了後、委託先は速やかに廃棄し、廃棄証明書を提出するルールを定めている。		定めている	
28	委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	委託契約書において特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を定めること	【規定の内容】	システム以外	①個人情報の取扱いに関与する委託契約時には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を添付し、「個人情報及び機密情報の保護」「受託業務以外の利用禁止」「複写及び複製の禁止」等のセキュリティ要件を明記した契約を締結している。 ②大田区で定めたセキュリティ要件を明記した契約を締結している。		定めている	
29	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保を実施すること	【具体的な方法】	システム以外	①委託先により再委託を実施する場合は、再委託の申請書をセキュリティ管理者(納税課長)に提出し、承認を得なければならないルールを定めている。 ②再委託先にも委託先と同等のセキュリティ要件を義務付けている。		十分に行っている	
30	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-				
-	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	滞納管理台帳ファイル			システム名称	滞納管理システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由	
31	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-					



【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	滞納管理台帳ファイル		システム名称	滞納管理システム	
項番	評価基準		措置				評価	
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b>								
<b>リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク</b>								
32	特定個人情報の提供・移転の記録	特定個人情報の提供・移転の記録を行うこと	【具体的な方法】	システム以外 システム				
33	特定個人情報の提供・移転に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法を定めること	【確認方法】	システム以外				
34	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-				
<b>リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク</b>								
35	リスクに対する措置の内容	不適切な方法で特定個人情報の提供・移転が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 システム				
<b>リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転するリスク</b>								
36	リスクに対する措置の内容	誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスクおよび誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 システム				
<b>特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク</b>								
37	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-				
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b>								
<b>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</b>								
38	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、目的外の特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 システム				
<b>リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク</b>								
39	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、安全が保たれない方法によって特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 システム				
<b>リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク</b>								
40	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 システム				
<b>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</b>								
41	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 システム				
<b>リスク5: 不正な提供が行われるリスク</b>								
42	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 システム				
<b>リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク</b>								
43	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、不適切な方法で特定個人情報が提供されるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 システム				

【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	滞納管理台帳ファイル		システム名称	滞納管理システム	
項番	評価基準		措置				評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
-	リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク							
44	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、誤った特定個人情報を提供してしまうリスク、誤った相手に特定個人情報を提供してしまうリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 システム				
-	特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク							
45	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-				
-	7. 特定個人情報の保管・消去							
-	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク							
46	①NISC政府機関統一基準群	N/A				政府機関ではない		
47	②安全管理体制	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理体制を構築すること	【整備状況】	システム以外	①納税課にセキュリティ管理者を置き、セキュリティ管理者は保有又は使用する特定個人情報ははじめとする個人情報に対する管理責任を負うルールを定めている。	十分に整備している		
48	③安全管理規程	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理規程を整備すること	【整備状況】	システム以外	①大田区のセキュリティ対策において、次の事項を規定している。 ・情報セキュリティ管理体制 ・情報資産の分類及び管理 ・人的な情報セキュリティ対策 ・物理的な情報セキュリティ対策 ・技術的な情報セキュリティ対策 ・運用における情報セキュリティ対策 ・評価・見直し	十分に整備している		
49	④安全管理体制・規程の職員への周知	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理体制・規程を職員へ周知すること	【周知状況】	システム以外	①職員全員がアクセス可能なグループウェアに掲示し周知している。 ②年1回の新人研修や、情報セキュリティのセルフチェックなどにおいて周知する。	十分に周知している		
50	⑤物理的対策	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する物理的対策を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外	①外部記憶媒体について、次のルール等を設けており安全管理措置を講じている。 ・私物等の使用禁止 ・持ち帰り禁止 ・鍵のついた書庫等での保管 ・使用管理簿による管理 ※特定個人情報を取り扱う機器のネットワークを分離し、外部記憶媒体の利用を大幅に制限している。 ②滞納整理関係書類等の帳票類 ・電子データ ・職員証の管理について、放置の禁止や施錠保管等の安全管理措置を講じている。 ③端末等は、以下の物理的対策を講じている。 ・ワイヤーロックによる固定・管理区域への入退室管理など物理的対策を講じている。	十分に行っている		

【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	滞納管理台帳ファイル		システム名称	滞納管理システム	
項番	評価基準		措置				評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
51	⑥技術的対策	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する技術的対策を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外 ①不正プログラム対策関係のソフトウェアの設定を別に定め、正しく設定されていることを定期的に、又は必要に応じて確認するルールを定めている。		十分に行っている	十分である	・個人情報の漏えい、滅失、毀損を防止するための措置が大田区のセキュリティ基準等が体系的に整理され、実践されている。  以上のことから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と評価する。
			システム ①端末にウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定義ファイルの更新及びウイルスチェックを定期的及び適切な時期に行っている。					
52	⑦バックアップ	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対するバックアップを実施すること	【措置の内容】	システム以外 ①システムにおいて、定期バックアップを取得するルールを定めている。		十分に行っている		
			システム ①システム管理者は、指定機器には、冗長化構成や定期的(日次)なバックアップを行っている。					
53	⑧事故発生時手順の策定・周知	特定個人情報に関する事故発生時の対応手順を策定し、職員に周知すること	【措置の内容】	システム以外 ①セキュリティ事故及びシステム障害を発生した場合の手順について、以下のように規定している。 連絡報告ルート 第一次発見者→納税課セキュリティ担当及び納税課セキュリティ担当係長→納税課長→区民部長・情報セキュリティ対策担当課長及び情報政策課長 報告内容 発生日時・発見日時・発見者・事故障害のあった対象・事故障害の概要・実施済みの応急処置・業務への影響の有無 影響範囲・原因等		十分に行っている		
54	⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか確認すること	【重大事故の内容】	システム以外				
			【再発防止策の内容】	システム以外		発生なし		
55	⑩死者の個人番号	死者の個人番号の保管有無および保管がある場合は、保管方法を確認すること	【具体的な管理方法】	システム以外 生存者と死者と区別することなく、同じセキュリティ対策で管理している。		保管している		
			システム 生存者と死者と区別することなく、同じセキュリティ対策で管理している。					
56	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-				
-	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク							
57	リスクに対する措置の内容	特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外 ①保存文書については、保存年限が経過したときは、速やかに廃棄する。破棄の方法については、溶解、焼却その他適切な方法により行うことと定めている。		十分である	・システム・人とともに最新の情報に更新する。  以上のことから、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの対策は「十分である」と評価する。	
			システム ①収納支援システムは税務システムと連携しており、情報に異動があった場合は更新処理を行っている。 ②システム保守担当者がバックアップデータを日次で取得するための手順を定めている。(システムトラブル等によりデータリストアの必要性が生じても、1営業日前の情報に戻すことが可能である。) ③納付交渉や財産調査のために帳票の出力記録は、自動で日時を取得し、随時追加されていく。					

【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	滞納管理台帳ファイル		システム名称	滞納管理システム	
項番	評価基準		措置				評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
-	リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク							
58	消去手順	特定個人情報の消去手順を整備すること	【手順の内容】	システム以外 ①基準に基づき、会計年度ごとに保存し、保存年限を経過したものは定期的に溶解処理を行っている。  システム ①個人住民税、軽自動車税の徴収権は5年であるが、滞納者の時効中断等によりこれを超過する場合があるため、徴収後、不能欠損後5年を経過したデータについて、手動によるデータ削除を行う。		定めている	十分である	・電子また紙データを問わず、特定個人情報の消去手順の措置について大田区の規定等が体系的に整理され、実践されている。  以上のことから、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの対策は「十分である」と評価する。
59	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-				
-	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク							
60	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-	ハードウェアの故障・更改時は、適切な方法により廃棄を実施する。委託により廃棄を行う場合は、廃棄証明書により実施の確認を行う。			

【全項目評価書版】								
評価番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	措置				評価	
項番	評価基準		分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準					評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
<b>IV その他のリスク対策</b>								
<b>1. 監査</b>								
<b>1 自己点検の具体的なチェック方法</b>								
1	自己点検の具体的なチェック方法	評価書に記載したとおりに運用がなされているか、およびその他特定個人情報ファイルの取扱いが適正かを評価担当部署において自己点検すること	【具体的なチェック方法】	システム以外	1. 個人住民税課税台帳ファイル、3. 軽自動車管理台帳ファイル、4. 収納管理台帳ファイル、5. 滞納管理台帳ファイル ①当区のセキュリティ対策において毎年度の自己点検を定めている。 ・実施計画の立案 ・自己点検の実施 ・点検結果の報告 ・結果に基づく改善 2. 個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX) ①「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号)」の達成状況について、自己評価を実施している。		十分に行っている	・監査方法について定めた措置が大田区のセキュリティ基準等が体系的に整理され、実践されている。 以上のことから、自己点検の具体的なチェックは「十分に行っている」と評価する。
2	監査の具体的な内容	評価書に記載したとおりに運用がなされているか、およびその他特定個人情報ファイルの取扱いが適正かを監査すること	【具体的な内容】	システム以外	1. 個人住民税課税台帳ファイル、3. 軽自動車管理台帳ファイル、4. 収納管理台帳ファイル、5. 滞納管理台帳ファイル ①当区のセキュリティ対策において毎年または必要に応じての監査を定めている。 ・監査計画の立案 ・委託先に係る監査 ・監査結果への対応 ・監査結果の保管 2. 個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX) ①毎年度、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されている。 ②地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、地方税共同機構において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。		十分に行っている	・監査方法について定めた措置が大田区のセキュリティ基準等が体系的に整理され、実践されている。 以上のことから、監査は具体的な内容で「十分に行っている」と評価する。
<b>従業員に対する教育・啓発</b>								
3	従業員に対する教育・啓発の具体的な方法	特定個人情報を取扱う従業員等に対して、特定個人情報の安全管理を図るために教育・啓発を行い、違反行為を行った従業員等に対して措置を講じること	【具体的な方法】	システム以外	1. 個人住民税課税台帳ファイル、3. 軽自動車管理台帳ファイル、4. 収納管理台帳ファイル、5. 滞納管理台帳ファイル ①毎年、当区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、必要のない情報にアクセスしないなどの教育をすることでセキュリティ意識を高めている。 2. 個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX) ①担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。		十分に行っている	・従業員等に対して、個人情報の漏えい、滅失、毀損を防止するための措置が大田区のセキュリティ基準等が体系的に整理され、実践されており、その中で定期的な検証が行われている。 以上のことから、従業員に対する教育・啓発は具体的な内容で「十分に行っている」と評価する。
<b>その他のリスク対策</b>								
4	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-	安全性の危殆化に対応するため、「大田区セキュリティ事故対応チーム」を設置し、インシデント発生時の迅速な対応を整える。			